

都 労 委 年 報

平成29年

東京都労働委員会事務局

この年報は、平成29年1月から12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

平成30年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

はじめに

取扱件数一覧表

第1部 概況

第1章 労働争議の調整	1
第1節 労働争議の調整の概況	1
1 取扱概況	1
2 新規係属状況	2
3 終結状況	3
第2節 争議実情調査	5
第2章 不当労働行為の審査	7
第1節 不当労働行為の審査の概況	7
1 取扱概況	7
2 新規係属状況	8
3 審査状況	10
4 終結状況	16
5 不服申立ての状況	17
第2節 命令事件の概要	21
1 不当労働行為を構成する事実	30
2 不当労働行為の要件・救済手続	50
3 救済命令	54
第3節 再審査事件の概況	71
1 再審査事件の係属状況	71
2 再審査事件の終結状況	71

第4節	行政訴訟事件の概況	79
1	行政訴訟事件の係属状況	79
2	緊急命令申立事件	79
3	確定命令不履行通知	79
第3章	労働組合の資格審査等	81
第1節	労働組合の資格審査の概況	81
1	取扱概況	81
2	新規係属状況	81
3	終結状況	82
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	82
第3節	認定告示	82
第4章	組織・運営	84
第1節	組織	84
1	委員会	84
2	事務局	84
第2節	運営	85
1	内部会議	85
2	連絡協議会及び連絡会議	86
第2部	資料	
	<統計表>	
1	労働争議の調整	
第1表	調整事件取扱件数	94
第2表	都道府県労委対比新規件数	94

第3表	1件当たり対象労働組合員数	95
第4表	調整開始事由別件数	96
第5表	加盟上部団体有無別件数	96
第6表	加盟上部団体系統別件数	97
第7表	組合・企業の所在地別件数	98
第8表	別組合有無別件数	98
第9表	従業員規模別件数	99
第10表	組合員規模別件数	99
第11表	産業別件数	100
第12-1表	製造業内訳	102
第12-2表	サービス業内訳	103
第13表	調整事項別内訳	104
第14表	団交促進の内訳	105
第15表	あっせん員構成別件数	106
第16表	終結区分別平均所要日数	106
第17表	解決事件・案提示有無別件数	107
第18表	取下理由別件数	107
第19表	打切理由別件数	108
第20表	実情調査取扱件数	109
第21表	実情調査・業種別開始件数	109

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	110
第23表	都道府県労委対比新規件数	112
第24表	申立人別件数	112
第25表	企業の所在地別件数	113
第26表	従業員規模別件数	113
第27表	別組合有無別件数	114
第28表	加盟上部団体有無別件数	114
第29表	加盟上部団体系統別件数	115
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	116

第31表	産業別件数	118
第32-1表	製造業内訳	120
第32-2表	サービス業内訳	121
第33表	審査等実施回数	122
第34表	終結事件・審査状況	122
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	123
第36表	終結事件・証人数別件数	124
第37-1表	終結区分別平均所要日数	125
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	125
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	126
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	127

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	128
第40表	都道府県労委対比新規件数	128
第41表	係属事由別新規件数	129
第42表	係属事由別終結件数	130
第43表	係属事由別平均所要日数	130

4 相談

第44表	相談件数	131
------	------	-----

<名簿>

第43期東京都労働委員会委員名簿	134
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	137

はじめに

1 労働をめぐる情勢

平成 29 年の日本経済は、海外経済が緩やかに回復する中で、輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高となった。雇用・所得環境も改善し、景気回復の長期化により、労働市場では人手不足感が高まっている。他方、賃金の伸びは緩やかなものにとどまり、消費者物価の基調も横ばいとなっており、デフレ脱却に向けて、課題が残されている。

雇用情勢についてみると、29年の全国の年平均完全失業率は2.8%で、前年に比べ0.3ポイント低下し、7年連続で減少した。また、全国の年平均完全失業者数は、前年比18万人減の190万人であった。

完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は50万人で、前年より8万人の減少となった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は30万人で、前年に比べて6万人減少している。

また、29年の全国の年平均就業者数は6,530万人で、前年より65万人増加した。このうち、雇業者(役員を除く)5,460万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年から56万人増加して3,423万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は13万人増加して2,036万人となった。雇業者(役員を除く)に占める非正規従業員の割合は年平均で37.4%となり、前年から0.2%減少した。非正規従業員が、現職の雇用形態に就いた理由は、男女共に「自分の都合のよい時間に働きたいから」の占める割合が最も高く、その人数も男性8万人、女性16万人それぞれ増加した。

東京都においては、29年の平均就業者数は768万2千人で、前年に比べ16万5千人増加した。これを主な産業別にみると、「卸売業・小売業」で5万6千人、「学術研究・専門・技術サービス業」で4万2千人それぞれ増加した。他方、「宿泊業・飲食サービス業」で1万7千人、「製造業」で1万5千人それぞれ減少した。

また、東京都の29年の年平均完全失業者数は22万6千人で、前年から2万5千人減少した。完全失業率は2.9%で、前年より0.3ポイント低下し、7年連続で低下したが、なお全国の水準を上回っている。

2 労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、29年6月30日現在でそれぞれ7,191組合(前年比98組合減)、225万9,681人(同60,163人増)で、労働組合数は16年連続の減少となった。

また、東京都における労働組合の推定組織率(雇用者数に占める組合員数の割合)は、24.5%で、前年に比べて、0.3ポイント増加した。なお、全国での推定組織率は17.1%で、東京都では全国より高い水準となっている。

東京都における産業別組合員数をみると、「製造業」が約33万1千人(組合員数の14.6%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の約30万9千人(同13.7%)、「金融業、保険業」の約27万5千人(同12.2%)と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

3 当委員会における取扱事件の動向

当委員会における29年の新規係属事件数は、労働争議調整事件が73件(前年比14件減)、不当労働行為審査事件が105件(同8件増)であった。

新規の調整事件の調整事項をみると、賃金等に係るもの(賃金等に係る団体交渉促進を含む。)が最も高い割合を占めている。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では85.0%、新規審査事件では75.2%を占めている。

出典:日本経済2017 - 2018(内閣府)

労働力調査(基本集計)平成29年(2017年)平均(速報)結果(総務省)

労働力調査(詳細集計)平成29年(2017年)平均(速報)結果(総務省)

東京の労働力(労働力調査結果)平成29年平均結果の概要(東京都)

平成29年労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)

平成29年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取 扱 件 数 一 覧 表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～55年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和	21		(2) 19	(2) 19	(2) 15				
	22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
	23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
	24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
	25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
	26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
	27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67		95	95	95
	28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
	29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
	30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
	31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
	32	7	116	123	120	0	12	12	12
	33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
	34	3	101	104	103	0	26	26	26
	35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
	36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
	37	2	(2) 104	(2) 106	(2) 99	3	45	48	46
	38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
	39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
	40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
	41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
	42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
	43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
	44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
	45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
	46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
	47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
	48	15	(9) 178	(9) 193	(9) 184	63	202	265	183
	49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
	50	15	(6) 168	(6) 183	(6) 163	95	266	361	177
	51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
	52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
	53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
	54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
	55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88

昭和56年～平成29年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係 属件数 (b)	取 扱 件 数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和	56	35	(1) 134	(1) 169	(1) 129	293	343	636	392
	57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
	58	47	142	189	143	263	306	569	332
	59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
	60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
	61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
	62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
	63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成	元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
	2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
	3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
	4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
	5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
	6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
	7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
	8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
	9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
	10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
	11	46	212	258	218	94	202	296	186
	12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
	13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
	14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
	15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
	16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
	17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
	18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
	19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
	20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
	21	37	209	246	186	33	145	178	136
	22	60	153	213	178	42	125	167	129
	23	35	147	182	135	38	112	150	116
	24	47	124	171	146	34	112	146	110
	25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
	26	34	86	120	110	58	115	173	119
	27	10	87	97	81	54	109	163	115
	28	16	87	103	87	48	112	160	109
	29	16	73	89	66	51	114	165	115
			(185) 8,878	(185) 8,855			10,924		10,874

(注) ()内数字は調停件数、 内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～55年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和	21		13	13	6				
	22	7	48	55	47				
	23	8	90	98	78		9	9	6
	24	20	62	82	61	3	107	110	77
	25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
	26	16	37	53	46	20	168	188	174
	27	7	37	44	38	14	119	133	129
	28	6	50	56	30	4	68	72	56
	29	26	37	63	40	16	98	114	95
	30	23	46	69	57	19	100	119	111
	31	12	35	47	36	8	56	64	53
	32	11	38	49	34	11	65	76	66
	33	15	48	63	50	10	78	88	76
	34	13	58	71	48	12	98	110	93
	35	23	45	68	46	17	78	95	69
	36	22	74	96	56	26	94	120	82
	37	40	88	128	61	38	143	181	119
	38	67	67	134	63	62	92	154	114
	39	71	62	133	60	40	99	139	86
	40	73	70	143	64	53	124	177	102
	41	79	88	167	72	75	156	231	125
	42	95	102	197	60	106	148	254	128
	43	137	77	214	75	126	131	257	122
	44	139	81	220	75	135	157	292	149
	45	145	102	247	95	143	131	274	126
	46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
	47	171	143	314	94	150	255	405	167
	48	220	104	324	93	238	181	419	164
	49	231	131	362	76	255	204	459	147
	50	286	141	427	140	312	286	598	238
	51	287	129	416	107	360	223	583	215
	52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
	53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
	54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
	55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191

昭和56年～平成29年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係 属件数 (b)	取扱 件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189
57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129
		<1> 6,583		[21]<1> 6,274		10,722		10,524

(注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第 1 部 概 況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成29年中に取り扱った労働争議調整事件は89件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が73件であった(資料<統計表>第1表)。

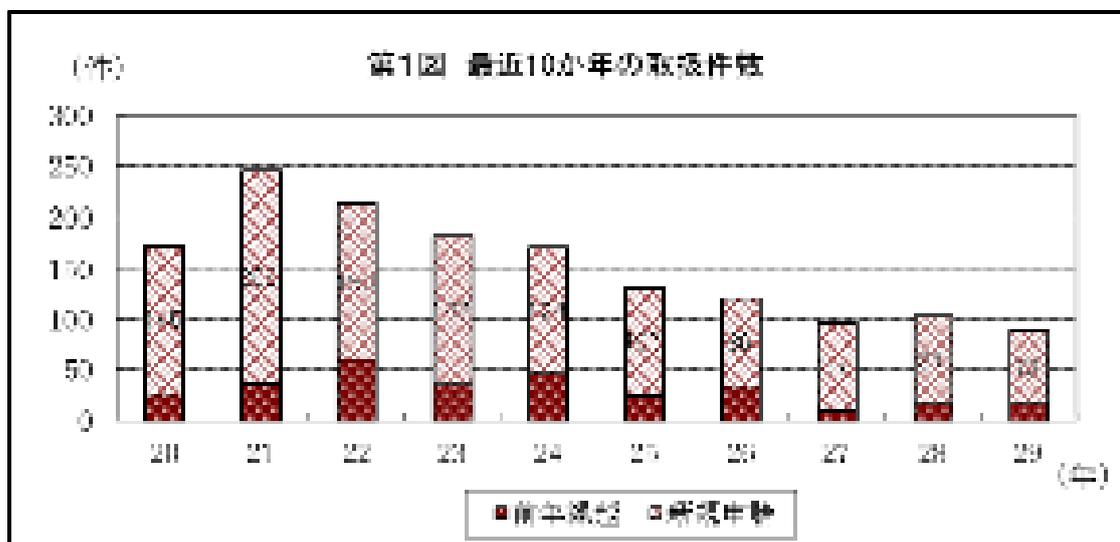
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は14件減少し、新規係属件数も14件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数をみると、21年及び22年は200件を超えたものの、その後は減少傾向にある(第1図)。

また、新規係属件数については、200件を超えた21年をピークに、以降は減少傾向にあり、29年は73件であった(第1図)。73件のうち合同労組関係事件は62件で、85.0%を占めている。



2 新規係属状況

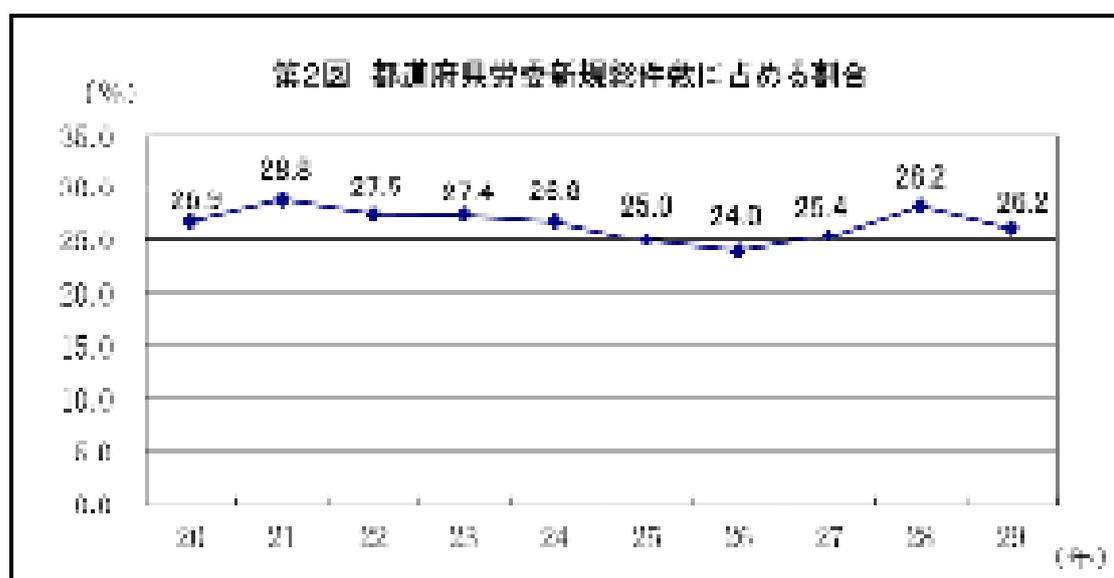
(1) 調整区分別の状況

平成29年の新規係属件数73件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

29年の全国都道府県労委の新規総件数は279件で、前年より29件減少している。

当委員会に係属した新規件数73件を全国比で見ると26.2%で、前年(28.2%)より減少した(第2図、資料<統計表>第2表)。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、例年どおり「組合申請」が61件(構成比(以下同じ)83.6%)と多く、「使用者申請」は8件(11.0%)、「労使双方申請」は4件(5.5%)であった(資料<統計表>第4表)。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは50件(68.5%)、加盟していないものは23件(31.5%)である(資料<統計表>第5表)。

加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別

にみると、連合系16件(32.0%)、全労連系21件(42.0%)、全労協を含むその他13件(26.0%)であった(資料<統計表>第6表)。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が43件(58.9%)で、このうち49人以下の企業に係るものは29件(39.7%)である(資料<統計表>第9表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「医療・福祉」が14件(19.2%)で最も多く、以下「サービス業」が11件(15.1%)、「運輸・郵便業」が10件(13.7%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が53件で最も多く、次いで「解雇」が24件、「その他賃金に関するもの」が15件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が最も多く17件となっている(資料<統計表>第14表)。

(8) あっせん員の構成

あっせん事件73件をあっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が54件(74.0%)、「公・労・使委員三者構成」が19件(26.0%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

平成29年の取扱件数89件のうち、66件が終結した。終結率は74.2%で、前年より10.3ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(2) 終結区分

終結した66件を終結区分別にみると、「解決」25件、「取下」12件、「打切」29件となっている(資料<統計表>第1表)。

(3) 解決率

解決率は46.3%で、前年より7.9ポイント減少した(資料<統計表>

第1表)。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した25件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) 申請取下の理由

取下12件のうち、「当事者主張固持・歩みより困難」と「自主交渉で解決、又はその見通しがつく」がそれぞれ3件(25.0%)、「調整拒否」と「調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴」がそれぞれ2件(16.7%)となっている(資料<統計表>第18表)。

(6) 調整打切の理由

打切29件については、「調整拒否」が16件(55.2%)、「当事者主張固持・歩みより困難」13件(44.8%)、となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) 所要日数

所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

終結区分別所要日数の最短・最長

ア 解決事件 最短は14日で、最長は600日であった。

イ 取下事件 最短は27日で、最長は449日であった。

ウ 打切事件 最短は1日で、最長は382日であった。

平均所要日数 終結事件の平均所要日数は94.9日で、前年より20.6日長くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総 数		66	25	12	29	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		9	1	-	8	-	-
20日～29日		7	2	3	2	-	-
30日～59日		14	6	3	5	-	-
60日～89日		10	7	-	3	-	-
90日～179日		14	6	3	5	-	-
180日以上		9	3	3	3	-	-

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、平成29年の取扱件数は165件で、そのうち前年からの繰越件数は51件、新規調査開始事件は114件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は5件増加し、新規調査開始件数は2件増加した(資料<統計表>第20表)。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件114件を業種別にみると、「医療業」が84件、「廃棄物処理業」が25件、「運輸・通信業」が5件となっている(資料<統計表>第21表)。

(4) 終結状況

取扱件数165件のうち、115件が終結した。これらはすべて実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった(資料<統計表>第20表)。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成29年中に取り扱った不当労働行為事件は399件で、このうち前年からの繰越事件が294件、新規係属事件が105件であった(資料<統計表>第22表)。

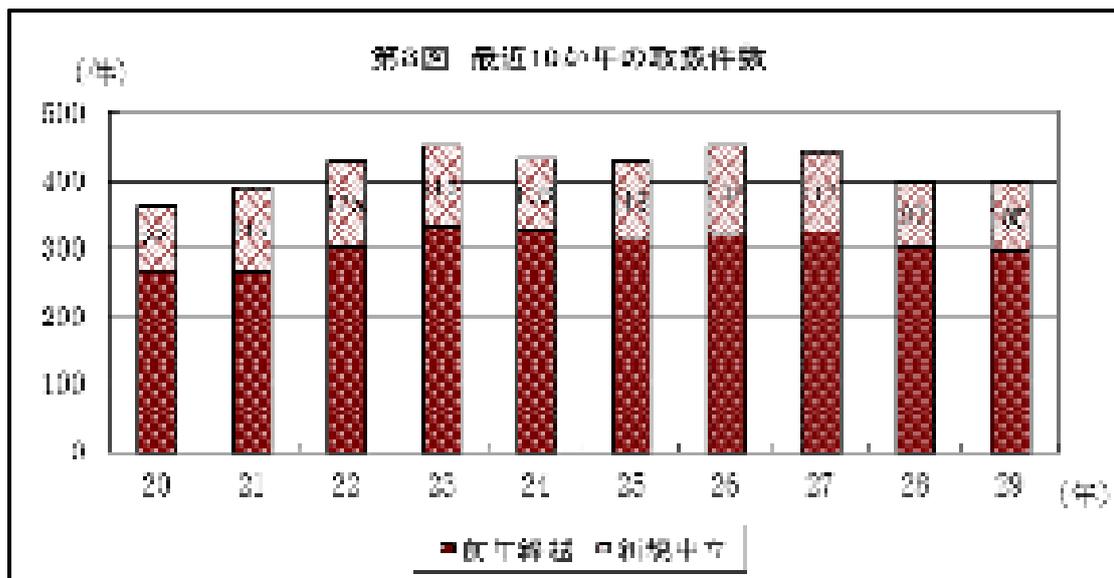
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は1件、新規係属件数は8件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している(第3図)。

なお、29年の新規係属事件105件のうち、合同労組関連事件数は79件で、75.2%を占めている。

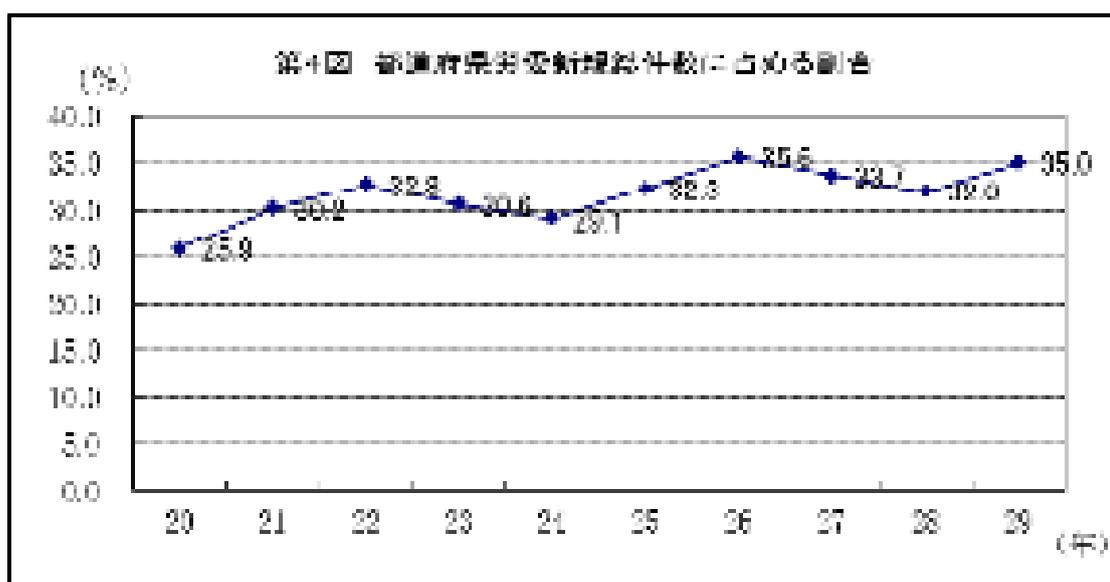


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成29年の全国都道府県労委の新規係属総件数は300件であった。

当委員会の新規係属件数105件を全国比で見ると、35.0%となっている(第4図、資料<統計表>第23表)。



(2) 申立人

申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が88件(83.8%)で最も多く、次いで「組合・上部組合」が14件(13.3%)となっている(資料<統計表>第24表)。

加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て104件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが74件(71.2%)、加盟していないものが30件(28.8%)となっている(資料<統計表>第28表)。

上部団体に加盟している組合申立てに係る事件74件についてその系統別をみると、連合系49件(66.2%)、全労連系8件(10.8%)、全労協を含むその他17件(23.0%)となっている。

連合加盟の上部団体の内訳は、全国ユニオンが35件、連合ユニオンが8件などとなっている。

全労連加盟の上部団体の内訳は、日本医労連、建交労、JMITU及び全労連自治労連がそれぞれ2件となっている。

その他加盟の上部団体における全労協の内訳は、全国一般東京労組が9件などとなっている(資料<統計表>第29表)。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て104件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」15件(14.4%)、「無(不明を含む)」89件(85.6%)となっている(資料<統計表>第27表)。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件……………4件

親会社を被申立人とする事件……………2件

業務の委託元を被申立人とする事件…1件

業界団体を被申立人とする事件……………1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が27件(25.7%)で最も多く、次いで、「1000人以上」が22件(21.0%)などとなっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては65件(61.9%)となっている(資料<統計表>第26表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が24件(22.9%)と最多で、「卸売・小売業」、「医療・福祉」がそれぞれ13件(12.4%)と続いている。

なお、「サービス業」(「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計)に係る申立て21件の中では、「専門サービス業(他に分類されないもの)」、「娯楽業」、「その他の事業サービス業」がそれぞれ3件などとなっている(資料<統計表>第31・32-2表)。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が79件(75.2%)で最も多く、次いで「3号に該当」が64

件(61.0%)、「1号に該当」が39件(37.1%)となっている(資料<統計表>第30表)。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件105件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が15件あった。これらの事件の調整における調整内容は、賃上げ、団交場所、解雇問題、及び一時金に係る団交促進などであった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

29年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」617回、「審問」53回、「和解」8回、「その他(立会団交、事情聴取、打合せ等)」39回となっている。(資料<統計表>第33表)。

(2) 当事者の追加

29年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件はなかった。

(3) 申立の承継

29年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

29年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は1件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

申立状況

29年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが14件あり、すべて労働者側からのものであった。

措置

上記申立てについて、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが6件、口頭による要望を行ったものが1件あった(第2表、資料<統計表>第38表)。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

No.	事件名 (事件番号)	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	G事件 (28不85)	29.2.2	労	スト権行使を理由とする、支部執行委員長に対する28年12月23日付減給を撤回すること。
				29年9月13日、三者委員は、措置を行わない旨決定し、当事者に伝えた。
2	T事件 (28不84)	29.2.8	労	組合員1名に29年度も音楽学部のドイツ語の授業を担当させること。
				29年11月13日、本案が終了した(関与和解)。
3	S事件 (27不18)	29.2.10	労	組合員2名を29年2月末日で雇止めしないこと。
		29.2.21		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
4	S事件 (27不94)	29.2.20	労	執行委員長に対する2月末日付解雇を撤回すること。
				29年3月27日、三者委員は、措置を行わない旨決定し、当事者に伝えた。
5	S事件 (28不76)	29.3.6	労	組合員1名に対する29年4月1日付配転命令を実施せず、東京支店で勤務を継続させること。
		29.3.21		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

6	S事件 (28不92)	29.3.6	労	組合員1名に対する29年4月1日付配転命令を実施せず、東京支店で勤務を継続させること。
		29.3.21		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。
7	N事件 (29不35)	29.5.8	労	組合員1名を解雇しないこと。
		29.6.9		三者委員は、双方に対し、要望書を交付した。
8	A事件 (28不89)	29.5.15	労	本件審査係属中に組合活動に支配介入する一切の言動をしないこと。
		29.7.11		三者委員は、双方に対し、口頭で要望を行った。
9	R事件 (29不23)	29.5.18	労	組合員のICレコーダー及び携帯電話の社内持込みを禁止しないこと。 組合員の就労を妨げず、退社を命じた分の賃金を補償すること。
				29年6月5日、本案が終了した(無関与和解)。
10	G事件 (28不85)	29.6.30	労	スト権行使を理由とする、組合員に対する29年5月31日付警告書を撤回すること。
				29年9月13日、三者委員は、措置を行わない旨決定し、当事者に伝えた。

11	K 事件 (28不65)	29.8.22	労	<p>組合員1名の定年後再雇用契約に関し、期限を設けることなく誠実に交渉すること。</p> <p>組合員1名の定年時までに再雇用契約が成立しなかった場合、暫定的に東京工場で雇用した上で、勤務地を掛川工場とした場合の労働条件について誠実に交渉すること。</p>
				29年9月6日、和解協定書締結により取下げ。
12	T 事件 (29不59)	29.10.31	労	<p>本件審査係属中に組合員1名を雇止めしないこと。</p>
		29.12.14		<p>三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。</p>
13	T 事件 (29不82)	29.12.5	労	<p>組合員に対してだけ定時退社させる不利益取扱いをしないこと。</p> <p>脱退勧奨の禁止。</p>
		29.12.20		<p>三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。</p>
14	K 事件 (29不72)	29.12.12	労	<p>29年12月末で定年退職する支部長の雇用を何らかの形態において継続すること。</p>
		30.1.25		<p>三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。</p>

(6) 物件提出命令

29年に物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

(7) 証人等出頭命令

29年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

審査の期間の目標

原則として1年6か月とする(20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。)

目標の達成状況

20年1月1日以降の新規申立事件1,123件のうち、29年12月末までに終結した事件は941件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは663件であった。また、終結事件941件に係る平均処理日数は426.6日であった(第3・4表)。

第3表 新規申立・終結状況(20年1月1日以降)

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定			うち1年6か月経過
		取下	和解	計				
件数(件)	1,123	145	606	751	190	941	182	76
平均処理日数(日)	-	337.8	323.1	326.0	824.2	426.6	-	-

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	57	221	278	0	278
6か月超～1年以内	34	193	227	5	232
1年超～1年6か月以内	31	93	124	29	153
1年6か月以内計	122	507	629	34	663
1年6か月超	23	99	122	156	278

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、19年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考 - 1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	-	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	-

(参考 - 2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。29年の終結事件に係る平均所要日数は、417.5日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		417.5	37	1,287	90
全部救済		602.5	256	840	12
一部救済		958.8	848	1,246	4
棄却		569.0	550	588	2
却下		-	-	-	-
関与和解		374.1	43	1,287	51
無関与和解		320.7	37	964	16
取下		231.8	79	442	5

5 不服申立ての状況

平成29年中に当委員会が発した命令・決定書数は19本(一部分離命令3本を含む)であった。なお、命令・決定による終結事件数は18件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは30年1月末現在15本となっており、命令・決定に対する不服申立率は78.9%であった(第7・8表)。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命令・決定書	19
不服申立数	15
再審査申立て	14
労働者側	2
使用者側	11
双方	1
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	78.9

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

第8表 命令・決定事件一覧

不服等については、30年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	M事件	25不82	H25.9.3	H29.1.30	1・2・3 一部救済	行政訴訟 (使)
	M事件	26不96	H26.10.6			
2	S事件	26不80	H26.9.1	H29.1.31	1・2・3・4 一部救済	再審査 (使)
3	M事件	27不81	H27.8.28	H29.2.27	2 棄却	再審査 (労)
4	S事件	28不50	H28.6.20	H29.3.2	2 全部救済	確定
5	S事件	27不106	H27.11.16	H29.3.28	3 全部救済	確定
6	N事件(分離)	27不38	H27.4.15	H29.4.6	2 全部救済	再審査 (使)
7	H事件	26不129	H26.12.25	H29.4.12	1・2・3 全部救済	再審査 (使)
	H事件	26不130	H26.12.25			
8	S事件	28不14	H28.2.10	H29.4.27	3 全部救済	再審査 (使)
9	S事件	27不90	H27.10.2	H29.5.11	2・3 棄却	再審査 (労)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
10	S事件	27不108	H27.11.16	H29.6.21	3 全部救済	再審査(使)
11	C事件	27不66	H27.7.27	H29.6.29	2 全部救済	再審査(使)
12	D事件	27不44	H27.5.22	H29.7.26	1・3 全部救済	確定
13	T事件	28不42	H28.5.12	H29.7.26	2 全部救済	再審査(使)
14	T事件	28不25	H28.3.10	H29.8.7	2 全部救済	再審査(使)
15	H事件(分離)	27不28	H27.3.23	H29.8.23	1・2・3 全部救済	再審査(使)
	H事件(分離)	27不53	H27.6.19			
	H事件(分離)	28不31	H28.3.31			
16	K事件	28不34	H28.4.7	H29.9.27	2 全部救済	再審査(労・使)
17	K事件	27不84	H27.8.31	H29.10.25	3 一部救済	確定
18	T事件	27不67	H27.7.27	H29.11.29	1 一部救済	再審査(使)
19	N事件	27不100	H27.11.4	H29.12.13	2 全部救済	再審査(使)

2節 命令事件の概要

総括表

1 不当労働行為を構成する事実

(1) 不利益取扱い

解雇・雇止め等

定年後に再雇用しなかったこと

- ・ H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

賃金上の差別

特別待遇の廃止

- ・ D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

配置転換・業務割当

配置転換

- ・ M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)
- ・ S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)
- ・ H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

業務割当

- ・ T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

その他

面談

- ・ M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

遅出の指示

- ・ T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

会社都合休みの割当

- ・ T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

(2) 団体交渉拒否

団体交渉拒否の理由

交渉議題

- ・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)
- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)
- ・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

二重交渉のおそれ

- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

交渉の行詰まり

- ・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

制度について変えるつもりがない

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

組合の態度

- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

組合が会社の求釈明事項に回答しない

- ・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

組合が会社の求める書面を提出しない

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

交渉方式・態様

自らの回答を根拠付ける財務資料等を提供しなかったこと

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)
- ・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)
- ・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

組合らの納得を得るような説明を尽くそうとしなかったこと

- ・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

交渉担当者

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)
- ・M事件(27不81、29.2.27、棄却)
- ・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

組合の質問に答えなかったこと

- ・M事件(27不81、29.2.27、棄却)

その他

議論・交渉が尽くされる前に通達を発出したこと

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

配置転換についての団体交渉を配置転換後に行うとしたこと

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

組合の団体交渉申入れに応答しなかったこと

- ・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)

- ・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

- ・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

形式的な質問の繰り返しによる団交応諾回答の引き伸ばし

- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

(3) 支配介入

反組合的言動

組合活動等に係る発言

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

- ・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

- ・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

組合員資格について、疑義をただし、見解を求める文書の送付

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

ウェブサイト上に組合に関すること等を記載したこと

- ・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

組合に関すること等を記載した文書を退職者に送付したこと

- ・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

組合活動等に係るメールの送信

- ・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

組合活動等に係る社内ブログの掲載

- ・ K 事件 (27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

組合員の懲戒解雇に係る掲示物の掲示

- ・ H 事件 (27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

組合員の懲戒解雇等について掲載した社内報の送付

- ・ H 事件 (27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

脱退勧奨

- ・ H 事件 (27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

- ・ K 事件 (27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

組合ニュースの配布妨害

- ・ S 事件 (26不80、29.1.31終結、一部救済)

有形力の行使

- ・ D 事件 (27不44、29.7.26終結、全部救済)

全社集会における会社の司会進行

- ・ K 事件 (27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

人事権の行使

定年後に再雇用しなかったこと

- ・ H 事件 (26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

配置転換

- ・ M 事件 (25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

- ・ S 事件 (26不80、29.1.31終結、一部救済)

- ・ H 事件 (27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

一時金の不支給

- ・ H 事件 (26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

特別待遇の廃止

- ・ D 事件 (27不44、29.7.26終結、全部救済)

面談

- ・ M 事件 (25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

団体交渉における会社の対応

- ・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)
- ・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

その他

議論・交渉が尽くされる前に通達を発出したこと

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

組合が受け入れられない条件の提示・固執による労働協約の失効

- ・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

(4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

配置転換

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

使用者性

持株会社

- ・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

申立適格

上部団体

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

個人の地位等

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

合同労組

- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

(2) 申立期間

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

(3) 救済利益

申立後の団体交渉の実施

- ・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)
- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

裁判所における和解

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

審査手続中の組合発言

- ・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

不当労働行為を行わないとの誓約

- ・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び賃金差額の支払

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

継続雇用したものとして取り扱うこと

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

特別待遇の廃止をなかったものとして取り扱うこと及び相当額の支払

- ・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

会社都合休みの差別的割当ての禁止、出勤したものとしての取扱い
及び賃金差額の支払い

- ・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

文書交付・掲示のみ

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

(2) 団体交渉拒否の救済

団体交渉応諾

- ・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)
- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)
- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

- ・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)
- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)
- ・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

誠実な団体交渉

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)
- ・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)
- ・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

文書交付のみ

- ・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

文書交付・掲示のみ

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)
- ・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

(3) 支配介入の救済

反組合的言動の禁止

脱退を勧奨し組合を非難する発言の禁止

- ・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

組合を誹謗中傷等する記事をインターネットの掲示板に記載しないこと及び記事を削除すること

- ・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

組合を誹謗中傷等する文書を組合員に送付しないこと

- ・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

組合チラシの配布を非難しないこと

- ・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

脱退勧奨の禁止

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

組合ニュースの配布妨害の禁止

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

社内報への掲載・全従業員自宅への送付

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

組合活動の非難、従業員間の組合への批判的意見の醸成、組合内部の意思形成介入及び脱退勧奨の禁止

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

人事権の行使

継続雇用したものととして取り扱うこと

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

一時金の仮払い

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び賃金差額の支払

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

特別待遇の廃止をなかったものとして取り扱うこと及び相当額の支払

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

その他

合意した事項の労働協約の締結等

・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

文書交付・掲示のみ

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

(4) 申立てを理由とする不利益取扱いの救済

配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び賃金差額の支払

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

(5) 文書交付・掲示

文書交付

- ・M事件(25不82、29.1.30終結、一部救済)
- ・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)
- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)
- ・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)
- ・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)
- ・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)
- ・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)
- ・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

文書掲示

- ・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

文書交付・掲示

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)
- ・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)
- ・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)
- ・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)
- ・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)
- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

文書交付・社内ポータルサイトへの掲載

- ・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

文書交付・掲示・社内ブログへの掲載

- ・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

社内報掲載・全従業員の自宅への送付

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

1 不当労働行為を構成する事実

(1) 不利益取扱い

解雇・雇止め等

定年後に再雇用しなかったこと

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、定年を迎えた組合員に対し、継続雇用の労働条件として、非組合員と対比して大幅に低下した労働条件を提案し、組合員Xを定年後に再雇用しなかったことが、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社の提案は、Xを含む組合員に対し、継続雇用の申込み、ひいては定年退職後の継続雇用を断念させることを企図したものといわざるを得ず、Xを定年後に再雇用しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱いであるとともに、組合員の継続雇用を妨げることによって組合の弱体化を企図した支配介入にも該当すると判断した。

賃金上の差別

特別待遇の廃止

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が、組合員Xに対する特別待遇を廃止したことが組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Xの組合加入に社長が不満を抱き、団体交渉において退職勧奨を撤回するのに併せて特別待遇の廃止を通告したものであって、特別待遇を廃止したことは、組合に加入したこと故の不利益取扱いに当たるとともに、会社従業員に組合加入を躊躇させる支配介入にも当たると判断した。

配置転換・業務割当

配置転換

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

本件は、病院が、組合員Xを配置転換させたことが組合員であるが故の不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Xが活発な組合活動を行っていた事実は認められず、また、配置転換は、業務上の必要性に基づいて行ったものであるから、不当労働行為に該当しないと判断した。

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、会社が、組合員2名の配置転換を行ったことが、組合員であること若しくは労働委員会に対して不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とした不利益取扱い又は組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、労使間の対立が先鋭化する中で、不当労働行為救済申立てがなされたことが決定的な契機となって、会社が配置転換を強行したとみるのが相当であり、組合員であること及び本件申立てがなされたことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、支配介入にも当たると判断した。

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社が、組合員X1をシュレッダー係に配置転換したことが不利益取扱い及び支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、配置転換の真の狙いは、X1の組合加入により現役従業員の処遇改善を初めて求められた同社が、組合の会社らに対する影響力が強まることを懸念し、これを抑制することを狙って、X1に不利益な取扱いをすることにより、組合の会社らにおける組織拡大を抑止することにあつたとし、組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、組合の弱体化を企図した支配介入にも当たると判断した。

業務割当

・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

本件は、会社が、組合員に対して、業務終了後に工場の機械の点検や清掃等を行うジャスター当番を割り当てなかったことが不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社はジャスター当番の確保に苦慮しており、組合は会社に対し、組合員のジャスター当番への再登用を求めていなかったことを考慮すれば、会社が、ジャスター当番を確実に担当してくれる従業員に固定して体制を維持しようとしたことは、特に不合理であるとはいえないとして、不利益な取扱いには当たらないと判断した。

その他

面談

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

本件は、病院の看護局長が、組合員Xに対し、患者家族からの苦情について面談を行ったことが、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Xが活発な組合活動を行っていた事実は認められず、面談の内容や態様も、事実確認の域を超えるものではないから、面談を行ったことは組合員であるが故の不利益取扱いには当たらず、組合の運営に対する支配介入に当たるといってもできないと判断した。

遅出の指示

・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

本件は、会社が、組合員に対し、9時以降に出勤する遅出の指示をしたことが不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合は闘争として当日の車の乗換えを拒否

しており、急な乗換えに対応できないおそれがあるため、早い時間の出勤を指示しないとすると会社の説明は殊更不合理なものとはいえないとして不利益取扱いには当たらないと判断した。

会社都合休みの割当

・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

本件は、会社が組合員に対して、会社都合休みを多く割り当てたことが不利益取扱いに当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社都合休みの平均日数は、組合員と契約社員の非組合員との間で13倍以上の差があり、また、会社が会社都合休みを割り当てる際の「会社に必要で協力的な人物が選別されるような基準」を設けていることに合理性はなく、組合員に多くの会社都合休みを割り当てていることから、不利益取扱いに当たると判断した。

(2) 団体交渉拒否

団体交渉拒否の理由

交渉議題

・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

本件は、Y2社及びY3社が、持株会社であるY1社の所有地売却に伴う従業員の雇用問題等を議題とする組合からの団体交渉申し入れに、「春闘継続団交」を除いた議題は義務的団体交渉事項に当たらないとして応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合が会社らに申し入れた団体交渉議題のうち「春闘継続団交」を除いた議題は、いずれも義務的団体交渉事項に当たらないとして、会社らが団体交渉申し入れに応じなかったことは不当労働行為に当たらないと判断した。

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が、組合の団体交渉申入れを拒否したか否か、拒否したとすれば、それは正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、組合に対して形式的な質問を繰り返すことにより、組合からの団体交渉申入れに対する回答を理由なく先延ばしにしたとして、団体交渉の拒否に当たると判断した。

また、会社は、配転命令の撤回経緯については議題となっていない、組合が提示した議題は義務的団交事項に当たらないなどと主張したが、当委員会は、会社の主張はいずれも採用することができないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

本件は、組合からの、組合員の未払賃金及び雇用問題等に係る団体交渉申し入れについて、会社が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるかが争われた事案である。

会社は、組合員1名と和解していたと主張したが、当委員会は、組合と会社との間に未解決の未払賃金問題が存在していることは明らかであり、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断した。

二重交渉のおそれ

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が、組合の団体交渉申入れを拒否したか否か、拒否したとすれば、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、組合からの団体交渉申入れに対して形式的な質問を繰り返すことにより、回答を理由なく先延ばしにしたとして、団体交渉の拒否に当たると判断した。

また、会社は、別組合との二重交渉のおそれがあったと主張したが、当委員会は、会社は組合に対し、二重交渉のおそれがあること等を何ら指摘しておらず、会社の主張は、採用することができないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

交渉の行詰まり

・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

本件は、組合員1名の雇用契約更新に係る第4回団体交渉申入れに会社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、第1回ないし第3回団体交渉における会社の対応からすれば、団体交渉が行き詰まりの状態に達していたとはいえず、組合が団体交渉を放棄したとも認められないのであるから、会社が、交渉の行き詰まりを理由に、組合からの第4回団体交渉の申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

制度について変えるつもりがない

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、組合員Xの定年後の継続雇用を含む会社の継続雇用制度の内容と運用の改善についての団体交渉申入れに対し、会社が、会社の制度を変えるつもりはなく、Xが会社の制度にのっとって申込みをすれば、その範囲内で労働条件の交渉には応ずるが、申し込みがなければ応じられないとしてそれ以上の交渉に応じなかったことが、団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、定年後の継続雇用制度の内容は、組合員の労働条件そのものであり、義務的団交事項に該当するものであるから、組合が、継続雇用制度の内容と運用の改善を要求し、現行制度とは両立しない提案を行ったとしても、会社は、現行制度

の改善や組合提案の受入れが可能かどうかを真摯に検討して団体交渉に誠実に応じなければならないのであり、継続雇用制度の改善要求に応じないとする会社の対応に合理性は認められないなどとして、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断した。

組合の態度

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が、組合の団体交渉申入れを拒否したか否か、拒否したとすれば、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、組合に対して形式的な質問を繰り返すことにより、組合からの団体交渉申入れに対する回答を理由なく先延ばしにしたとして、団体交渉の拒否に当たると判断した。

また、会社は、組合が、団体交渉の開催を求め得る根拠に誠実に回答せず、会社が団体交渉に応ずるべきか否かを判断できない状況を不当に作出するなど不誠実な態度であったと主張したが、当委員会は、組合が会社の従業員が組合に加入したこと及び組合が労働組合法上の労働組合であることを説明した一方、会社は、組合の団体交渉における適格を疑問視するような具体的根拠を何ら有していないにもかかわらず、漠然と組合に対して団体交渉の開催を求め得る根拠を示すよう求めただけであり、会社の主張は、採用することができないとした。

組合が会社の求釈明事項に回答しない

・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

本件は、組合が申し入れた組合員Xの懲戒解雇を議題とする団体交渉に協会が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

協会は、組合の団体交渉当時者としての適格性に疑義があったため釈明を求めたが、組合及びXがこれに応じなかったため、

結果的に団体交渉が開催されなかったと主張したが、当委員会は、協会の求釈明事項は、いずれも、組合又はXの回答がなければ団体交渉の開催に支障が生ずるものであったとは認められないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断した。

組合が会社の求める書面を提出しない

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、組合からの団体交渉申入れに対し、Y2社が、組合に対する書面の回答を待って日程を検討するとして、団体交渉に応じていなかったことが正当な理由のない団体交渉に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Y2社が求めた内容は、いずれも、回答がなければ団体交渉の開催に支障を来すといった事情はうかがわれず、団体交渉を開催した上で、組合に対し、説明や回答を求めることもできたのであるから、Y2社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断した。

交渉方式・態様

自らの回答を根拠付ける財務資料等を提供しなかったこと

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、組合の申し入れた、26年春闘賃上げ要求、同年夏季及び冬季一時金を議題とする団体交渉に対する会社の対応が、団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、自らの回答を根拠付ける財務資料等を提示して誠実に対応したということはできず、不誠実な団体交渉に当たると判断した。

・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)

本件は、団体交渉に、会社が応ずる義務があったか否か、応ずる義務が会社にあった場合、会社は、誠実に対応したか否か

が争われた事案である。

会社は、団体交渉事項が特定されておらず、団体交渉応諾義務がなかったと主張したが、当委員会は、団体交渉申入書の記載内容及び団体交渉において社長が団体交渉事項を確認していたことなどから交渉事項が特定されていなかったとはいえないと判断した。そして、団体交渉において、会社は、賃上げ余力がないとの自らの回答の合理的根拠を必要な資料を示すなどして十分に説明していなかったとして、不誠実な団体交渉に該当すると判断した。

・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社は、組合が求める資料の提示を一切行っておらず、定年後再雇用者の労働条件等に関し、現状の賃金水準でよいと考える論拠となる世間水準等について、組合から提示や説明を要求されても、これを拒否し続けたとして、不誠実な団体交渉に該当すると判断した。

組合らの納得を得るような説明を尽くそうとしなかったこと

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

本件は、団体交渉における病院の対応が、不誠実な団体交渉及び組合らの運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、病院には、自らの提案について、組合らの納得を得るような説明を尽くそうとする姿勢はなく、団体交渉における病院の対応は不誠実であるといわざるを得ないと判断した。

また、病院は、多数組合である職員組合との合意さえ得られれば、組合らの理解を得られなくてもよいとの姿勢で、組合らとの団体交渉を軽視していたとみざるを得ず、組合らの運営に対する支配介入にも当たると判断した。

交渉担当者

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、団体交渉に代表取締役が出席しなかったことが不誠実な団体交渉に当たるか否かが争われた事件である。

当委員会は、社長は団体交渉に出席していなかったが、会社側の交渉員に交渉権限が与えられていなかったとみることはできないとして、不誠実な団体交渉には当たらないと判断した。

・M事件(27不81、29.2.27、棄却)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、団体交渉において代理人弁護士が専ら発言したことについて、同弁護士が会社から団体交渉における交渉権限を与えられていたことは明らかであり、組合からの質問に即答できない等の場面もなく、また、社長も必要に応じて発言していることから、会社が実質的な交渉に応じていなかったとはいえず、不誠実な団体交渉には当たらないと判断した。

・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、交渉担当者の対応について、あらかじめ会社の方針として決められた回答以外には、その理由や根拠を含めて回答・協議する権限が一切与えられていなかったとみざるを得ないとして、不誠実な団体交渉に該当すると判断した。

組合の質問に答えなかったこと

・M事件(27不81、29.2.27、棄却)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、団体交渉において、会社は、組合員の社会保

険未加入の問題について必要な説明を行うとともに、解決に向けた提案を行っており、会社が回答しなかった組合からの質問があったとしても、そのことをもって、社会保険未加入の問題を含めた同人の未精算の労働条件等に係る協議を実質的に拒んだと認めることはできないとして、不誠実な団体交渉には当たらないと判断した。

その他

議論・交渉が尽くされる前に通達を発出したこと

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、開店準備及び閉店後作業が労働時間に当たるか否かが団体交渉で議題となっていたにもかかわらず、会社が26年8月26日付「業務時間の厳守について」を店舗に対し発出したことが、不誠実な団体交渉又は組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社の対応は、組合との議論、交渉が十分に尽くされるのを待たずに、会社の方針に沿った運用を強行しようとするものであり、組合との交渉を軽視し、又は無視するものであるといわざるを得ず、不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断した。

配置転換についての団体交渉を配置転換後に行うとしたこと

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、組合からの配置転換についての団体交渉申入れに対し、会社が配置転換後の団体交渉において交渉を行うとしたことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、組合が団体交渉の開催を求めた時点で、既に次回の団体交渉の予定日が目前に迫っている状況にあり、会社は、その団体交渉で話をすると答えているのであるから、組合の求めに応ぜず次回の団体交渉で協議をするよう回答したことをも

って、正当な理由のない団体交渉の拒否であるということとはできないと判断した。

組合の団体交渉申入れに応答しなかったこと

・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)

本件は、組合が28年5月12日付け及び同月19日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かについて判断した事案である。

当委員会は、会社は、組合からの団体交渉申入れに一切応じておらず、そのことに正当な理由があると推認できるような事情は何ら存在しないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断した。

・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

本件は、Y1社が、子会社2社の従業員で組織する組合からの、所有地の売却に伴う従業員の雇用問題等を議題とする団体交渉申し入れに応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、Y1社が、子会社2社の従業員の基本的な労働条件について、単なる株主としての地位を越えて、雇用主である子会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配力を及ぼしていると評価することはできないし、本件土地売却について組合との団体交渉に応ずべきであったということもできないとして、本件団体交渉に応ずべき労働組合法上の使用者に該当せず、団体交渉申入れに応じなかったことは不当労働行為に当たらないと判断した。

・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

本件は、会社が、団体交渉申入れに応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるかが争われた事案である。

会社は、団体交渉を拒否する意思も拒否した意思もなく、多忙な中でスケジュール調整をしていたと主張したが、当委員会は、会社は、団体交渉申入れに対し、具体的な回答や日程の調整を全く行わないまま、開催に応じていないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

形式的な質問の繰り返しによる団交応諾回答の引き伸ばし

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が、組合が28年3月31日及び同年4月5日に申し入れた団体交渉を拒否したか否か、拒否したとすれば、それは正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社の対応は、組合に対して形式的な質問を繰り返すことにより、組合からの団体交渉申入れに対する回答を理由なく先延ばしにし、開催日時、場所等、団体交渉応諾についての回答を避け続けているものといわざるを得ず、団体交渉の拒否に当たるとし、また、正当な理由があったとの主張も採用できないとして、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断した。

(3) 支配介入

反組合的言動

組合活動等に係る発言

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、会社のマネージャーらが、26年8月1日に組合員に対し、組合の活動等に係る発言を行ったか否か、行ったとすれば、その発言が組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、マネージャーの一人が組合員に対し、組合ニュースに目を通してどう思ったかと聞いたことについては当事者間に争いが無いが、組合の主張するその余の発言については、その事実を認めるに足りる疎明がなく、そして、組合ニュースに目を

通してどう思ったかを聞いたことのみをもって、組合員に対し組合に加入しないよう働きかけたとまではいえないし、この発言が会社の意を体したものであるということもできないとして、支配介入には当たらないと判断した。

・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

本件は、12月3日に社長が組合員に対して行った発言が、組合の組織、運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、社長の発言は、直接的に組合員に対して向けられ、組合を非難ないし批判するものであると同時に、明らかに組合からの脱退を促す発言であること、また、発言が、労使間の対立関係が厳しくなる中で行われたものであること、さらに、他の従業員らが同席する中で行われ、組合員として組合活動を続けることについて直截的な威嚇的效果があり、会社内において組合活動が阻害されるおそれは極めて大きいとして、組合の組織、運営に対する支配介入に当たると判断した。

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社社長が団体交渉において組合のチラシ配布に関して発言したことが、組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、社長の発言は、単に組合チラシの配布に当たって許可を取るよう求めたものとはいえず、組合加入の勧誘を強い調子で非難したものであり、組合の組織拡大を嫌い、これをけん制することを意図したものであるといわざるを得ないとして、組合の運営に対する支配介入に当たると判断した。

組合員資格について、疑義をただし、見解を求める文書の送付

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、会社が、組合に対し、工場長やマネージャーである

組合員らの組合員資格について、疑義をただし、見解を求める質問書を送付したことが、組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社の質問書は、単に組合の見解を求めたものではなく、会社が、組合の回答のいかんによらず、配置転換を行う前提で、組合員らの組合員資格に係る自己の見解を実質的に押し付けたものといえ、暗に、組合員らの組合脱退を求めたものとみられてもやむを得ないものであったとして、支配介入に当たると判断した。

ウェブサイト上に組合に関する事等を記載したこと

・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

本件は、会社が、フェイスブック上で運営するウェブサイト、組合に関する事及び会社代表者に直接連絡を求める記事を記載したことが組合の運営に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、本件記事は、労使関係が急速に悪化していく時期に、組合を誹謗中傷した上で、早期解決を口実に退職者に対して直接会社に連絡することを求め、組合と退職者を切り離し、組合の弱体化を図ろうとするものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たると判断した。

組合に関する事等を記載した文書を退職者に送付したこと

・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

本件は、会社が退職者に対し、組合に関する事及び同封した書類を返送すれば厚生年金基金の脱退手続を完了させる旨を記載した文書を送付したことが、組合の運営に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

当委員会は、当書面は、組合を誹謗中傷した上で、退職者に対して個別交渉を求めるものであり、組合と退職者とを切り離し、組合の弱体化を図ろうとするものであるから、組合の運営に対す

る支配介入に当たると判断した。

組合活動等に係るメールの送信

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、会社のY1営業部長が、組合員である営業所長等に対し、組合による著者への働き掛けが正当化されるのかを所員と話し合うこと等を求めるメールを送信したことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、本件メールは、組合内部の意思形成に介入することにより組合に動揺をもたらすものであり、また、所長らに対し、従業員間で組合への批判的な意見を醸成させることなどを指示するものであるから、組合の組織運営に対する支配介入に当たると判断した。

組合活動等に係る社内ブログの掲載

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、会社が、組合による著者への働き掛けが事業譲渡の障害である旨を述べた上で事業譲渡への支持を求める社内ブログを掲載したことが、支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、社内ブログは、従業員に対し、組合への不信感を抱かせ、組合活動に批判的な会社内の世論を醸成しようとしたものであるから、支配介入に当たると判断した。

組合員の懲戒解雇に係る掲示物の掲示

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、会社らが組合員X1の懲戒解雇について社内に掲示したことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社らが、正社員である組合員が組合に加入したことや、現役従業員の処遇改善を求めたり、団体交渉に出席するなどの同人の組合活動を嫌悪するとともに、その影響が他の

正社員である現役従業員に波及することを危惧して、本件掲示物に係る異例の取扱いに及んだとみざるを得ないとして、会社らの行為は、組合の弱体化を企図した支配介入に当たると判断した。

組合員の懲戒解雇等について掲載した社内報の送付

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、会社らが、組合員X1の懲戒解雇等について掲載した社内報を、会社らの全従業員の自宅に送付したことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、従業員の組合加入を抑制し、組合の会社らにおける影響力を減殺することを狙ったものとみざるを得ないとし、会社らの行為は、組合の弱体化を企図した支配介入に当たると判断した。

脱退勧奨

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y1社が組合脱退を働き掛けた事実があったか否か、あった場合そのことが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Y1社が、組合の会社らに対する影響力の拡大を危惧し、元組員を通じるなどの方策をとって、組合員に対して、金銭を支払って和解することと引き換えに、組合を脱退するよう働きかけたものとみざるを得ず、このようなY1社の行為は、組合の弱体化を企図した支配介入に当たると判断した。

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、会社の管理職らが組合員に対し組合からの脱退を促すメールや発言をした事実があったか、あったとすればそれが支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、Y2部長が組合員にメールを送信した事実を認

め、組合からの脱退を検討するよう促す内容であるとして組合の組織運営に対する支配介入に該当すると判断した。

一方、課長待遇であるY3の発言については、同発言があったことを認めるに足る具体的な疎明がないとした。

組合ニュースの配布妨害

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、組合が組合ニュースを工場内で配布し、又は店舗に郵送したことに対し、会社が施設管理権を理由として、これを認めず回収したことが、組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社が、実質的にみて、業務上の支障が生ずるおそれがないにもかかわらず、組合ニュースの配布や郵送を一切認めずこれらの回収を行ったことは、組合ニュースが従業員の手に渡ることを妨害する意図で行ったものとみざるを得ず、支配介入に当たると判断した。

有形力の行使

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社の社長が組合員Xの左手を蹴った事実があったか、蹴ったとすればこの行為が支配介入に当たるか否かについて争われた事案である。

当委員会は、社長が、XがICレコーダーを所持していたことに怒り、自らの足を蹴り上げ、Xの手又は同人が手に持っていたICレコーダーに当たったものと認め、当該行為が、協定書の締結を巡る口論に端を発して行われたものであることなどから、組合の運営に対する支配介入に当たると判断した。

全社集会における会社の司会進行

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、全社集会における会社の司会進行が支配介入に当

たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、全社集会において、会社が、組合を批判する発言を禁止する等の対応をせず、従業員の発言はいずれも制止しないが、組合に対して弁明の機会を確保したことは、一部の従業員と組合との対立がある中でのやむを得ぬ対応であり、このような会社の対応が、組合に対する支配介入に当たるとまでいうことはできないと判断した。

人事権の行使

定年後に再雇用しなかったこと

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

前記(1) 参照

配置転換

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

前記(1) 参照

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

前記(1) 参照

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

前記(1) 参照

一時金の不支給

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、非組合員に支給しながら、組合員に対して、未妥結を理由に不支給としていることが、組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、一時金交渉の妥結に向けた努力をせず、組合員への一時金不支給の状態を放置したとして、会社の行為は、

組合らの弱体化を企図した支配介入に該当すると判断した。

特別待遇の廃止

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

前記(1) 参照

面談

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

前記(1) 参照

団体交渉における会社の対応

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

前記(2) 参照

・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

前記(2) 、 参照

その他

議論・交渉が尽くされる前に通達を発出したこと

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

前記(2) 参照

組合が受け入れられない条件の提示・固執による労働協約の失効

・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

本件は、労働協約の改定を議題とする団体交渉において、会社が、組合が受け入れられない条件を提示することで労働協約の失効に至ったことが、組合の運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、会社の行為は、組合に多大な不利益を与える会社案を当初の提案どおりに実現すること又は労働協約全体を失効させることにより組合の弱体化を企図したものと評価せざるを

得ないとして、組合運営に対する支配介入に該当すると判断した。

(4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

配置転換

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

前記(1) 参照

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

使用者性

持株会社

・S事件(27不90、29.5.11終結、棄却)

前記1(2) 参照

申立適格

上部団体

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、団体交渉における会社の対応が不当労働行為に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、組合の上部団体である申立人について、本件団体交渉の当事者ではないことから申立適格を有しないと主張したが、当委員会は、傘下の労働組合に関する問題について、上部団体が申立適格を有することは明らかであるから、会社の主張は採用することができないとした。

個人の地位等

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、組合員Xを定年後に再雇用しなかったことが組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、本件の申立人は組合らであるから、申立人でない組合員の個人的地位や身分の創設を求める救済申立てについて、組合らは、申立適格を欠くと主張した。

当委員会は、組合らは、会社が組合員を定年後に再雇用しなかったことが不当労働行為に当たるとして救済を申し立て、その救済の内容として、不当労働行為がなかった場合に同人が得られたであろう適切な処遇を求めているのであるから、組合らが申立適格を有することは明らかであるとした。

合同労組

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が団体交渉を拒否したか否か、拒否したとすれば、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、労働組合法上の法適合組合というためには、使用者との関係において使用従属関係にある労働者が主体となっていなければならないところ、組合の構成員の中で会社との間で使用従属関係にある者は1名にすぎず、その他の構成員と会社との間には使用従属関係がないので、組合は労働組合法上の法適合組合ということはできないから、申立適格を有しないと主張した。

当委員会は、組合自体が労働組合法上の労働者が主体となって構成されていれば、本件のように、当該使用者に雇用されている者が少数であったとしても、主体の点で労働組合法上の労働組合該当性が問題となることはなく、会社の主張は、独自の見解というべく、採用することができないとした。

(2) 申立期間

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、非組合員に支給しながら、組合員に対して、未受結を理由に不

支給としたことが、組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、不当労働行為の救済申立ては行為の日から1年を経過した事件については申立てができないのであるから、本件申立ては失当であると主張したが、当委員会は、24年から26年までの夏季及び冬季一時金については、いずれも組合と会社との間で妥結に至っておらず、組合員の一時金についての決定がなされない状態が本件申立時まで継続しており、その結果として、組合員に対する一時金の不支給という不作為が本件申立時まで継続していたのであるから、これらの各一時金の不支給に係る申立ては、申立期間を徒過しておらず、適法な申立てであるとした。

(3) 救済利益

申立後の団体交渉の実施

・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

本件は、組合が申し入れた組合員Xの懲戒解雇を議題とする団体交渉に協会が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

協会は、第1回団体交渉が実施され、第2回目も予定されており、既に正常な集团的労使関係秩序が回復されているから、団体交渉に応じなければならないとの命令を発出する必要はないと主張したが、当委員会は、本件申立て以前の協会の団体交渉拒否が、組合と協会との紛争を拡大させた上、協会は、審査手続において、団体交渉申入れに応じなかったことに正当な理由があるとの主張を維持していることなどから、救済利益が失われているということとはできないとした。

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社の対応が正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

Y2社は、追加申立て後の28年5月26日に団体交渉に応じてお

り、このことから、団体交渉拒否は存在しないと主張したが、当委員会は、それ以後の本件結審時までの団体交渉の状況等を考慮しても、団体交渉拒否によって生じた状態が既に是正され、正常な集団的労使関係秩序が回復されているとは認められず、団体交渉申入れに係る救済利益が失われたということとはできないと判断した。

裁判所における和解

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社が、X1をシュレッダー系の業務に就かせたこと、会社らがX1の懲戒解雇に係る掲示物を会社らの社内に掲示したこと、会社らがX1及びX2についての記事を社内報に掲載し会社らの全従業員の自宅に送付したことが不当労働行為に当たるか否かが争われた事案である。

当委員会は、について、和解が裁判所において成立し、Y2社がX1に謝罪し、既に同人は、営業専任職に復職しているが、組合員に対するシュレッダー系への配転という不利益な取扱いによって損なわれた組合の団結権の回復措置は何らなされておらず、この点の救済の利益が消滅したとはいえないと判断した。

また、について、X1とY2社との間では、Y2社が同人に謝罪し、掲示物が掲示された場所に謝罪文を掲示することを内容とする和解が裁判所において成立しているが、同謝罪文には、X1が組合員であることについての言及がないなど、掲示物が組合の活動に対して及ぼした悪影響を取り除くような記載はないので、救済の利益が消滅したとはいえないと判断した。

そして、について、X1とY2社との間では、同社がX1に謝罪し、謝罪文を同社の従業員に送付する社内報に掲載することを内容とする和解が裁判所において成立しているが、同謝罪文には、X2についての言及がなく、また、X1が組合員であることについての言及もないことから、救済の利益が消滅したとはいえないと判断した。

審査手続中の組合発言

・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

本件は、組合員1名の雇用契約更新に係る第4回の団体交渉に会社が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、本件審査手続において、組合が団体交渉を行うことは希望しない旨を述べたとして、団体交渉を求める救済利益は失われた旨主張したが、当委員会は、和解に向けた調整を行っている場面において、組合が、会社が主張するような発言をしたとしても、和解が成立しなかった本件において、それが組合の確定的な見解であると評価するのは相当でなく、会社の主張は採用することができないとした。

不当労働行為を行わないとの誓約

・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

本件は、社長の組合員に対する発言が、組合の組織、運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

会社は、本件審査において不当労働行為として禁止される行為を断じて行わないと誓約していることから救済命令の必要はないと主張したが、当委員会は、組合が新たな申立てをするなど、組合と会社との間で円満な労使関係が構築されているとはいえず、当該誓約が遵守される保障もないことから、救済の利益が失われたということとはできないと判断した。

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び賃金差額の支払

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、会社が組合員2名に配置転換を命じたことが、両人が組合員であること及び本件申立てがなされたことを理由とする不利益取扱い並びに支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員2名に対して行った26年9月16日付配置転換命令をなかったものとして取り扱い、組合員1名に対し、同日から原職に復帰するまでの間、原職に従事した場合に得られたであろう賃金相当額と既支払額との差額を支払うよう命じた。

継続雇用したものとして取り扱うこと

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、組合員Xを定年後に再雇用しなかったことが、同人が組合員であるが故の不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を企図した支配介入に当たると判断された事例である。

当委員会は、Xを定年後も継続雇用したものとして取り扱い、その労働条件については、会社の従前の提案に固執することなく、団体交渉を行うなどして、本命令書交付の日から6か月以内に、適切に定めるよう命じた。

特別待遇の廃止をなかったものとして取り扱うこと及び相当額の支払

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社が組合員Xに対する特別待遇を廃止したことが組合員であるが故の不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、役職手当の廃止及び交通費名目での支給の取りやめをなかったものとして取り扱い、Xに対し、27年2月支給分以降の上記各相当額を支払うことを命じた。

会社都合休みの差別的割当ての禁止、出勤したものとしての取扱い及び賃金差額の支払い

・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

本件は、会社が組合員に対して、会社都合休みを多く割り当てたことが不利益取扱いに当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員に27年1月から6月までの間に割り当てた会社都合休みについて、2日を超えた日数について出勤したものとし

て取り扱い、既払額との差額を支払うこと、一時金についても同様に扱い再査定し、既払額との差額を支払うことを命じた。

文書交付・掲示のみ

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社が組合員X1をシュレッダー係に配転したことが不利益取扱い及び支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、Y2社と、X1の間で和解が裁判所において成立し、既に同人は、営業専任職に復職しているが、不利益な取扱いによって損なわれた組合の団結権の回復措置は何らなされていないことから、Y2社に対し、文書交付及び掲示を命じた。

(2) 団体交渉拒否の救済

団体交渉応諾

- ・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)

本件は、組合が28年5月12日付け及び同月19日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が28年5月12日付け及び同月19日付けで申し入れた団体交渉に、速やかに、かつ、誠実に応ずることを命じた。

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、組合の申し入れた、組合員Xの定年後の継続雇用を議題とする団体交渉に対する会社の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた、継続雇用制度の内容と運用の改善についての団体交渉に誠実に応じることを命じた。

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、組合からの団体交渉申し入れに対する会社の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた団体交渉について、速やかに、かつ、誠実に応じることを命じた。

・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

本件は、会社が、組合からの団体交渉申入れに応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が28年1月27日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じることを命じた。

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事例である。

当委員会は、裁判所においてX1とY2社との間でX1が営業専任職に復職することなどを含む和解が成立し、本件団体交渉申入れの交渉事項の一部について解決が図られているが、交渉事項のうち、X1の未払賃金やX1以外の交渉事項については解決されていないことから、Y2社に対し、団体交渉に誠実に応ずることを命じた。

・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

本件は、組合員1名の雇用契約更新に係る第4回の団体交渉申し入れに会社が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が27年12月22日付けで申し入れた組合員の雇用契約更新に係る団体交渉に、必要な資料を提示し、同人の契約不更新理由の根拠を説明するなどして誠実に応じることを命じた。

誠実な団体交渉

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、26年春闘賃上げ要求、同年夏季及び冬季一時金に係る団体交渉における会社の対応が、不誠実な団体交渉に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた、26年春闘賃上げ要求、同年夏季一時金及び同年冬季一時金を議題とする団体交渉に、財務資料(少なくとも直近3年分の貸借対照表、損益計算書等)を提示して、速やかかつ誠実に応じることを命じた。

・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)

本件は、4月21日、5月21日及び6月10日に行われた団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた、労働者供給契約に基づき組合が会社に供給している日々雇用労働者の27年度の賃上げを議題とする団体交渉に、会社回答の裏付けとなる資料を示し、理由を説明する等して、誠実に応じることを命じた。

・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たると判断された事案である。

当委員会は、団体交渉に社長が出席、又は社長が出席できない場合はその合理的な理由を説明して実質的な権限を十分に付与した者を出席させた上で、自らの主張の裏付けとなる資料を提示して具体的な説明を行うなどして誠実に応じることを命じた。

文書交付のみ

・M事件(25不82外1件、29.1.30終結、一部救済)

本件は、2交代勤務導入についての団体交渉における病院の対応が、不誠実な団体交渉及び組合らの運営に対する支配介入に

当たるか否かが争われた事案である。

組合は、2交代勤務導入(試行)を速やかに中止し、組合との団体交渉を誠実に行うことを求めていたが、当委員会は、2交代勤務は既に本格実施されていること、この措置によって直接の影響を受けた組合員はいないことを考慮しつつ、今後同様の紛争を招くことのないよう、病院に対し文書交付を命じた。

文書交付・掲示のみ

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、開店準備及び閉店後作業が労働時間に当たるか否かが団体交渉で議題となっていた中で、会社が、店舗に対し「業務時間の厳守について」を発出したことが不誠実な団体交渉及び支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、団体交渉が月1回ほどの頻度で継続して行われてきていることや、労使間の合意が積み重ねられていること等を踏まえ、文書の交付及び掲示を命じた。

・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

本件は、組合が申し入れた組合員Xの懲戒解雇を議題とする団体交渉に協会が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、団体交渉が行われていることなどを考慮し、文書交付及び掲示を命じた。

(3) 支配介入の救済

反組合的言動の禁止

脱退を勧奨し組合を非難する発言の禁止

・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

本件は、社長の組合員に対する発言が、組合の組織、運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員に対して組合からの脱退を勧奨したり、

組合を非難する発言をするなどして、組合の組織、運営に支配介入しないことを命じた。

組合を誹謗中傷等する内容をインターネットの掲示板に記載しないこと及び記事を削除すること

・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

本件は、会社が、フェイスブック上で運営するウェブサイト、組合に関すること及び会社代表者に直接連絡を求める記事を記載したことが組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合を誹謗中傷したり、組合員に対し個別交渉を求めるなどの内容をインターネットの掲示板に記載する方法により組合の運営に支配介入しないこと及び命令書受領の日から1週間以内に、本件記事を削除することを命じた。

組合を誹謗中傷等する文書を組合員に送付しないこと

・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

本件は、会社が退職者に対し、組合に関すること及び同封した書類を返送すれば厚生年金基金の脱退手続を完了させる旨を記載した文書を送付したことが、組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合を誹謗中傷したり、組合員に対し個別交渉を求めるなどの内容の文書を組合員に直接送付する方法により組合の運営に支配介入しないことを命じた。

組合チラシの配布を非難しないこと

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社社長が団体交渉において組合のチラシ配布に関して発言したことが、組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合のチラシ配布を非難するなどして組合活動

に支配介入しないこと命じた。

脱退勧奨の禁止

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y1社が組合脱退を働き掛けたことが組合の弱体化を企図した支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、脱退勧奨をしないことを命じた。

組合ニュースの配布妨害の禁止

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、組合が組合ニュースを工場内で配布し、又は店舗に郵送したことに対し、会社が施設管理権を理由として、これを認めず回収したことが、組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が休憩時間等に配布し、又は郵送した組合ニュースについて、これを回収するなどの妨害をしないことを命じた。

社内報への掲載・全従業員の自宅への送付

- ・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、会社らが、組合員の懲戒解雇等について掲載した社内報を、会社らの全従業員の自宅に送付したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、命令書受領の日以降に発行する直近の社内報に、当委員会に不当労働行為であると認定されたこと等を掲載して会社らの全従業員の自宅に送付することを命じた。

組合活動の非難、従業員間の組合への批判的意見の醸成、組合内部の意思形成介入及び脱退勧奨の禁止

- ・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、会社のY1部長が、営業所長等に対し、組合による著

者への働き掛けが正当化されるのかを所員と話し合うこと等を求めるメールを送信したこと、会社が、組合による著者への働き掛けが事業譲渡の障害である旨を述べた上で事業譲渡への支持を求める社内ブログを掲載したこと、及びY2部長が組合からの脱退を促すメールを組合員に送信したことが支配介入に該当すると判断された事案である。

当委員会は、会社は、自ら若しくはその管理職をして、組合の活動を非難し、従業員間で組合への批判的な意見の醸成を図ったり、組合内部の意思形成に介入したり、組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなどして、組合の組織運営に支配介入しないことを命じた。

人事権の行使

継続雇用したものととして取り扱うこと

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済) 前記(1)参照

一時金の仮払い

- ・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、会社が、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、非組合員に支給しながら、組合員に対して、未受結を理由に不支給としたことが、組合らの弱体化を企図した支配介入に該当すると判断された事案である。

当委員会は、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、組合との受結に至るまでの間の仮払として、組合員に対し、各賞与につき、それぞれ10万円を支払うことを命じた。

配転命令をなかったものととして取り扱うこと及び賃金差額の支払

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

前記(1)参照

特別待遇の廃止をなかったものとして取り扱うこと及び相当額の支払

- ・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

前記(1)参照

その他

合意した事項の労働協約の締結等

- ・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

本件は、労働協約の改定を議題とする団体交渉において、会社が、組合が受け入れられない条件を提示したことにより労働協約が失効したことが、組合運営に対する支配介入に該当すると判断された事案である。

当委員会は、組合と第4回団体交渉までの間に合意した事項の労働協約の締結を拒否しないこと、及び本件ユシ協定について、新たな合意が成立するまでの間、労働協約が失効する以前と同様の取扱いをすることを命じた。

文書交付・掲示のみ

- ・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、開店準備及び閉店後作業が労働時間に当たるか否かが団体交渉で議題となっていたにもかかわらず、会社が26年8月26日付「業務時間の厳守について」を店舗に対し発出したことが不誠実な団体交渉及び組合の運営に対する支配介入に、会社が、組合に対し、工場長やマネージャーである組合員らの組合員資格について、疑義をただし、見解を求める質問書を送付したことが、組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、について、団体交渉が月1回ほどの頻度で継続して行われてきていることや、労使間の合意が積み重ねられていること、について、組合員らの配置転換をなかったものとして取り扱うよう命ずることとしたことなどを考慮し、文書の交付及び掲示を命ずるにとどめた。

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、会社の社長が自らの足を蹴り上げ、組合員Xの手又は同人が手に持っていたICレコーダーに当たったことが、組合の運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、文書交付及び掲示を命じた。

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y2社が組合員X1をシュレッダー係に配置転換したことが不利益取扱い及び支配介入に、会社らがX1の懲戒解雇について社内に掲示したことが支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、について、Y2社と、X1の間で和解が裁判所において成立し、既に同人は営業専任職に復職しているが、不利益な取扱いによって損なわれた組合の団結権の回復措置は何らなされていないことから、Y2社に対し、文書交付及び掲示を命じた。

また、について、X1とY2社との間では、Y2社が同人に謝罪し、本件掲示物が掲示された場所に謝罪文を掲示することを内容とする和解が裁判所において成立しているが、裁判所の和解における謝罪文には、X1が組合員であることについての言及もないなど、本件掲示物が組合の活動に対して及ぼした悪影響を取り除くような記載がないことから、会社らに対し、文書交付及び掲示を命じた。

(4) 申立てを理由とする不利益取扱いの救済

配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び賃金差額の支払

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

前記(1)参照

(5) 文書交付・掲示

文書交付

・M事件(25不82、29.1.30終結、一部救済)

前記(2)参照

・S事件(28不50、29.3.2終結、全部救済)

本件は、組合が28年5月12日付け及び同月19日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が28年5月12日付け及び同月19日付けで申し入れた団体交渉に、速やかに、かつ、誠実に応ずることに加えて、文書の交付を命じた。

・H事件(26不129外1件、29.4.12終結、全部救済)

本件は、組合の申し入れた、26年春闘賃上げ要求、同年夏季及び冬季一時金を議題とする団体交渉に対する会社の対応、会社が、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、非組合員に支給しながら、組合員に対して、未妥結を理由に不支給としていること、会社が、組合員Xを定年後に再雇用しなかったこと、

組合の申し入れた、Xの定年後の継続雇用を議題とする団体交渉に対する会社の対応が、それぞれ不当労働行為に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた、26年春闘賃上げ要求、同年夏季一時金及び同年冬季一時金を議題とする団体交渉に、財務資料(少なくとも直近3年分の貸借対照表、損益計算書等)を提示して、速やかかつ誠実に応じること、24年から26年までの夏季及び冬季一時金について、組合との妥結に至るまでの間の仮払として、組合員に対し、各賞与につき、それぞれ10万円を支払うこと、

Xを継続雇用したものと取り扱い、その労働条件については、会社の従前の提案に固執することなく、次項の団体交渉を行うなどして、本命令書交付の日から6か月以内に、適切に定めること、組合が申し入れた継続雇用制度の内容と運用の改善についての団体交渉に誠実に応じることに加えて、文書の交付を命じた。

・S事件(28不14、29.4.27終結、全部救済)

本件は、会社が、フェイスブック上で運営するウェブサイト、組合に関すること及び会社代表者に直接連絡を求める記事を記載したこと、退職者に対し、組合に関すること及び同封した書類を返送すれば厚生年金基金の脱退手続を完了させる旨を記載した文書を送付したことが、それぞれ組合の運営に対する支配介入に該当すると判断された事案である。

当委員会は、組合を誹謗中傷したり、組合員に対し個別交渉を求めるなどの内容をインターネットの掲示板に記載する、又は組合員に直接文書を送付するなどの方法によって、組合の運営に支配介入しないこと、命令書受領の日から1週間以内に、本件記事を削除することに加えて、文書の交付を命じた。

・C事件(27不66、29.6.29終結、全部救済)

本件は、労働者供給契約に基づき組合が会社に供給している日々雇用労働者の27年度の賃上げを議題とする団体交渉における会社の対応が不誠実であると判断された事案である。

当委員会は、会社に対し、団体交渉において会社回答の裏付けとなる資料を示し、理由を説明する等して誠実に応じることに加えて、文書の交付を命じた。

・T事件(28不25、29.8.7終結、全部救済)

本件は、会社が、組合からの団体交渉申入れに応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が28年1月27日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じることに加えて、文書の交付を命じた。

・K事件(28不34、29.9.27終結、全部救済)

本件は、組合員1名の雇用契約更新に係る第4回の団体交渉に会社が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当た

ると判断された事案である。

当委員会は、組合が27年12月22日付けで申し入れた組合員の雇用契約更新に係る団体交渉に、必要な資料を提示し、同人の契約不更新理由の根拠を説明するなどして誠実に応じることに加えて、文書の交付を命じた。

・N事件(27不100、29.12.13終結、全部救済)

本件は、団体交渉における会社の対応が不誠実な団体交渉に当たると判断された事案である。

当委員会は、団体交渉に社長が出席、又は社長が出席できない場合はその合理的な理由を説明して実質的な権限を十分に付与した者を出席させた上で、自らの主張の裏付けとなる資料を提示して具体的な説明を行うなどして誠実に応じることに加えて、文書の交付を命じた。

文書揭示

・T事件(27不67、29.11.29終結、一部救済)

本件は、会社が組合員に対して、会社都合休みを多く割り当てたことが不利益取扱いに当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員に27年1月から6月までの間に割り当てた会社都合休みについて、2日を超えた日数について出勤したものと取り扱い、既払額との差額を支払うことに加えて、文書の揭示を命じた。

文書交付・揭示

・S事件(26不80、29.1.31終結、一部救済)

本件は、会社が、組合ニュースの配布や郵送を認めず回収したこと、組合員2名を配置転換したこと、組合員らの組合員資格について、疑義をただし、見解を求めたこと、団体交渉で議題となっていた開店準備及び閉店後作業について通達を発出したことが、それぞれ不当労働行為と判断された事案である。

当委員会は、 について組合ニュースの配布の妨害をしないこと及び文書の交付・掲示を、 について配置転換命令をなかったものとして取り扱い、1名について賃金差額を支払うこと並びに文書の交付及び掲示を命じ、 及び については文書の交付・掲示のみを命じた。

・S事件(27不106、29.3.28終結、全部救済)

本件は、社長の組合員に対する発言が、組合の組織、運営に対する支配介入に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合員に対して組合からの脱退を勧奨したり、組合を非難する発言をするなどして、組合の組織、運営に支配介入しないことに加えて、文書の交付及び掲示を命じた。

・N事件(27不38、29.4.6分離命令、全部救済)

前記(2) 参照

・D事件(27不44、29.7.26終結、全部救済)

本件は、 会社が組合員Xに対する特別待遇を廃止したこと、社長が団体交渉において組合のチラシ配布に関して発言したこと、社長が自らの足を蹴り上げ、Xの手又は同人が手に持っていたICレコーダーに当たったことが不当労働行為に当たると判断された事案である。

当委員会は、 について特別待遇の廃止をなかったものとして取り扱い、相当額を支払うこと並びに文書の交付及び掲示、 について組合チラシ配布を非難するなどして組合活動に支配介入しないこと並びに文書の交付及び掲示、 について文書の交付及び掲示のみを命じた。

・T事件(28不42、29.7.26終結、全部救済)

本件は、組合からの団体交渉申し入れに対する会社の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると判断された事案である。

当委員会は、組合が申し入れた団体交渉について、速やかに、かつ、誠実に応ずることに加えて、文書交付及び掲示を命じた。

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

本件は、Y1社が組合脱退を働き掛けたこと、Y2社が組合員X1をシュレッダー係に配転したこと、会社らがX1の懲戒解雇について社内に掲示したこと、団体交渉申入れに対するY2社の対応が不当労働行為に当たると判断された事案である。

当委員会は、について脱退勧奨をしないこと並びに文書交付及び掲示、について団体交渉に誠実に応ずること並びに文書交付及び掲示、及びについて文書の交付及び掲示のみを命じた。

文書交付・社内ポータルサイト掲載

・S事件(27不108、29.6.21終結、全部救済)

本件は、労働協約の改定を議題とする団体交渉において、会社が、組合が受け入れられない条件を提示することにより労働協約の失効に至ったことが、組合運営に対する支配介入に該当すると判断された事案である。

当委員会は、組合と第4回団体交渉までの間に合意した事項の労働協約の締結を拒否しないこと、及び本件ユシ協定について、新たな合意が成立するまでの間、労働協約が失効する以前と同様の取扱いをすることに加えて、文書交付及び社内ポータルサイトへの掲載を命じた。

文書交付・掲示・社内ブログへの掲載

・K事件(27不84、29.10.25分離命令、一部救済)

本件は、会社のY1部長が、営業所長等に対し、組合による著者への働き掛けが正当化されるのかを所員と話し合うこと等を求めるメールを送信したこと、会社が、組合による著者への働き掛けが事業譲渡の障害である旨を述べた上で事業譲渡への支持を求

める社内ブログを掲載したこと、 Y2部長が組合からの脱退を促すメールを組合員に送信したことが不当労働行為に該当すると判断された事案である。

当委員会は、会社は、自ら若しくはその管理職をして、組合の活動を非難し、従業員間で組合への批判的な意見の醸成を図ったり、組合内部の意思形成に介入したり、組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなどして、組合の組織運営に支配介入しないことに加えて、文書交付、掲示、及び社内ブログへの掲載を命じた。

社内報掲載・全従業員の自宅への送付

・H事件(27不28外2件、29.8.23分離命令、全部救済)

前記(3) 参照

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成29年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越40件と新規申立て17件を合わせた57件で、うち23件が終結した(第9表)。

2 再審査事件の終結状況

終結した23件は、棄却が7件、和解認定が6件、取下が7件、一部変更が2件、取下及び棄却が1件で、その内訳は次のとおりである(第9表)。

全部救済命令を不服とする労働者側の申立てのうち

取り下げられたもの……………1件

全部救済命令を不服とする使用者側の申立てのうち

和解認定されたもの……………2件

取り下げられたもの……………1件

一部救済命令を不服とする双方の申立てのうち

棄却されたもの……………1件^(注)

一部変更されたもの……………2件^(注)

和解認定されたもの……………3件^(注)

棄却及び取下げとなったもの……………1件^(注)

取り下げられたもの……………1件^(注)

一部救済命令を不服とする使用者側の申立てのうち

棄却されたもの……………1件

取り下げられたもの……………1件

棄却命令を不服とする労働者側の申立てのうち

棄却されたもの……………4件

和解認定されたもの……………1件

取下げられたもの……………3件

却下・棄却命令を不服とする労働者側の申立てのうち

棄却されたもの……………1件

(注)双方から再審査申立てがなされた場合、それぞれ1件となる。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (40件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件	14不4 14不5 14不15 14不18 14不19 14不57 14不73 14不104 14不105 H14.1.24 H14.1.24 H14.3.4 H14.3.22 H14.3.22 H14.5.21 H14.7.4 H14.10.21 H14.10.21 H19.11.1	1・2・3 棄却	19不再62 H19.11.7 H29.3.30	労 1・2・3 棄却
3	E事件	17不69 18不66 H17.9.12 H18.6.8 H19.12.12	2 棄却	19不再73 H19.12.20 係属中	労 2
4	E事件	16不15 H16.3.15 H20.11.19	3 棄却	20不再45 H20.12.1 H29.7.28	労 3 棄却

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
5	E事件	18不97 H18.12.25 H21.7.23	3 却下	21不再24 H21.7.30 係属中	労 3
6	E事件	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1・3 棄却	22不再46 H22.9.3 係属中	労 1・3
7	S事件	21不81 H21.9.29 H24.11.29	1・2・3 一部救済	24不再65 H24.12.6 H29.1.16	使 1・2・3 和解認定
8				24不再67 H24.12.14 H29.4.10	労 1・2・3 一部変更
9	K事件	21不87 22不113 23不110 H21.10.16 H22.11.26 H23.12.2 H25.6.26	1・3 一部救済	25不再44 H25.7.8 係属中	労 1・3
10				25不再45 H25.7.9 係属中	使 1・3
11	M事件	6不55 H6.7.6 H25.7.9	1・3 却下・棄却	25不再47 H25.7.22 H29.2.17	労 1・3 棄却
12	T事件	23不108 24不77 H23.11.25 H24.10.15 H26.6.2	2 棄却	26不再31 H26.6.16 H29.3.9	労 2 棄却

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
13	E事件	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
14	F事件	24不96 H24.12.5 H27.4.16	2 全部救済	27不再13 H27.4.22 係属中	使 2
15	T事件	21不116 23不55 H21.12.22 H23.5.26 H27.8.26	1・2・3 一部救済	27不再37 H27.9.1 係属中	使 1・2・3
16				27不再39 H27.9.8 係属中	労 1・2・3
17	H事件	25不117 H25.12.27 H27.10.29	2 一部救済	27不再48 H27.11.2 H29.7.14	使 2 取下
18	N事件	26不8 H26.1.30 H27.12.10	1・2・3 一部救済	27不再55 H27.12.14 H29.11.20	労 1・3 棄却
19				27不再56 H27.12.22 H29.11.20	使 2 一部変更
20	K事件	26不111 H26.11.14 H28.1.6	2・3 全部救済	28不再3 H28.1.8 H29.4.27	使 2・3 和解認定
21	B事件	25不61 H25.6.6 H28.1.25	1・3 一部救済	28不再8 H28.2.1 係属中	使 3
22				28不再10 H28.2.8 係属中	労 1

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
23	K事件	25不59 25不63 H25.6.3 H25.6.10 H28.2.8	1・2・3 棄却	28不再11 H28.2.15 H29.5.10	労 1・2・3 棄却
24	D事件	25不18 H25.3.1 H28.2.22	1・2・3・4 一部救済	28不再13 H28.3.8 H29.2.17	使 1・2・3 和解認定
25				28不再14 H28.3.8 H29.2.17	労 1・2・3・4 和解認定
26	E事件	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
27	T事件	25不102 H25.11.28 H28.3.30	2 一部救済	28不再16 H28.4.7 係属中	使(Y1社) 2
28				28不再20 H28.4.14 係属中	使(Y2社) 2
29				28不再21 H28.4.14 係属中	労 2
30	S事件	26不37 H26.4.7 H28.6.28	2・3 一部救済	28不再38 H28.7.4 係属中	使 2・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
31	O事件	24不36 H24.5.30 H28.7.21	1・2・3・4 一部救済	28不再40 H28.7.28 係属中	使 2
32				28不再42 H28.8.5 係属中	労 1・2・3・4
33	F事件	24不71 H24.10.1 H28.7.28	2・3 棄却	28不再43 H28.8.10 係属中	労 2・3
34	S事件(分離命令)	27不2 H27.1.9 H28.8.30	2 全部救済	28不再51 H28.9.13 H29.2.7	労 2(3) 取下
35	F事件	26不79 H26.8.25 H28.9.28	2 一部救済	28不再55 H28.10.4 H29.1.11 H29.12.8	労 2 取下(Y1社) 棄却(Y2社)
36				28不再56 H28.10.13 H28.12.28	使(Y1社) 2 取下
37	K事件	26不110 H26.11.10 H28.11.8	1 棄却	28不再63 H28.11.21 H29.5.2	労 1 和解認定
38	D事件	27不73 H27.8.6 H28.11.9	2・3 一部救済	28不再62 H28.11.15 H29.10.24	使 2・3 棄却
39	T事件	24不92 H24.11.27 H28.11.22	1・2・3 棄却	28不再65 H28.12.5 H29.5.2	労 1・2・3 取下
40	K事件	24不84 H24.11.5 H28.12.1	2・3 棄却	28不再69 H28.12.12 H29.7.31	労 2・3 取下

(2) 平成29年の申立事件 (17件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	S事件	26不80 H26.9.1 H29.1.31	1・2・3・4 一部救済	29不再12 H29.2.15 係属中	使 1・2・3・4
2	M事件	27不81 H27.8.28 H29.2.27	2 棄却	29不再15 H29.3.9 H29.4.25	労 2 取下
3	H事件	26不129 26不130 H26.12.25 H26.12.25 H29.4.12	1・2・3 全部救済	29不再22 H29.4.13 H29.7.14	使 1・2・3 取下
4	N事件(分離命令)	27不38 H27.4.15 H29.4.6	2 全部救済	29不再24 H29.4.19 係属中	使 2
5	S事件	28不14 H28.2.10 H29.4.27	3 全部救済	29不再28 H29.4.28 係属中	使 3
6	S事件	27不90 H27.10.2 H29.5.11	2・3 棄却	29不再31 H29.5.19 係属中	労 2・3
7	S事件	27不108 H27.11.16 H29.6.21	3 全部救済	29不再34 H29.7.5 H30.1.15	使 3 和解認定
8	C事件	27不66 H27.7.27 H29.6.29	2 全部救済	29不再35 H29.7.13 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	T事件	28不42 H28.5.12 H29.7.26	2 全部救済	29不再37 H29.8.3 係属中	使 2
10	T事件	28不25 H28.3.10 H29.8.7	2 全部救済	29不再39 H29.8.21 係属中	使 2
11	H事件(分離命令)	27不28 27不53 28不31 H27.3.23 H27.6.19 H28.3.31	1・2・3 全部救済	29不再41 H29.9.1 係属中	使(Y1社) 3
12		H29.8.23		29不再42 H29.9.1 係属中	使(Y2社) 1・2・3
13		H29.8.23		29不再43 H29.9.1 係属中	使(Y3社) 3
14	K事件	28不34 H28.4.7 H29.9.27	2 全部救済	29不再47 H29.10.10 係属中	労 2
15				29不再48 H29.10.12 係属中	使 2
16	T事件	27不67 H27.7.27 H29.11.29	1 一部救済	29不再59 H29.12.12 係属中	使 1
17	N事件	27不100 H27.11.4 H29.12.13	2 全部救済	29不再61 H29.12.19 係属中	使 2

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る平成29年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	1(1)	0
東京高等裁判所	0	0
最高裁判所	0	0

2 緊急命令申立事件

平成29年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

平成29年中に、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係屬事件 (1件)

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日	結 果	訴訟代理人 指定代理人
1	M事件 25不82 26不96 H29.1.30 一部救済	29<行ウ>89 使	H29.2.27 係屬中		澤井 片岡 福田 高松

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

平成29年中に取り扱った労働組合の資格審査は327件で、このうち前年からの繰越が182件、新規係属が145件であった(資料<統計表>第39表)。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は9件、新規係属件数は18件増加した(資料<統計表>第39表)。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属145件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが120件、法人登記のためのものが21件、委員推薦のためのものが4件であった。労働者供給事業のためのものはなかった(資料<統計表>第41表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

平成29年の全国都道府県労委の新規係属総件数は502件であり、前年より46件増加した。

当委員会に係属した新規件数145件を全国比で見ると28.9%となり、前年より1.0ポイント増加した(資料<統計表>第40表)。

3 終結状況

(1) 終結件数

平成29年中の取扱件数327件のうち、129件が終結した。終結件数は、前年より7件減少した(資料<統計表>第39表)。

(2) 終結区分

終結した129件を終結区分別にみると、資格あり50件、打切78件、取下1件となっている(資料<統計表>第39表)。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに係るものは108件で、うち資格ありが30件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が78件、法人登記に係るものが17件で、資格ありが16件、取下が1件、委員推薦に係るものでは資格ありが4件となっている(資料<統計表>第42表)。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

平成29年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

平成29年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は3件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号	担当委員 担当職員
29認1	東京都 交通局	H29.4.10 組織改正	H29.4.18 (1680回)	H29.5.9 (1681回)	申請 どおり	H29.5.26 29告示第2号 東京都公報 第16375号	光前
							菱沼 澤田
29認2	東京都 水道局	H29.4.10 組織改正	H29.4.18 (1680回)	H29.5.9 (1681回)	申請 どおり	H29.5.29 29告示第3号 東京都公報 第16376号	近藤
							石橋 橋本
29認3	東京都 水道局	H29.8.23 組織改正	H29.9.5 (1689回)	H29.9.19 (1690回)	申請 どおり	H29.10.3 29告示第7号 東京都公報 第16464号	稲葉
							平野 増崎

「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会議の回数である。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている(平成29年12月31日現在。巻末委員名簿参照)。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理(調整担当)の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である(巻末あっせん員候補者名簿)。

(3) 特別調整委員

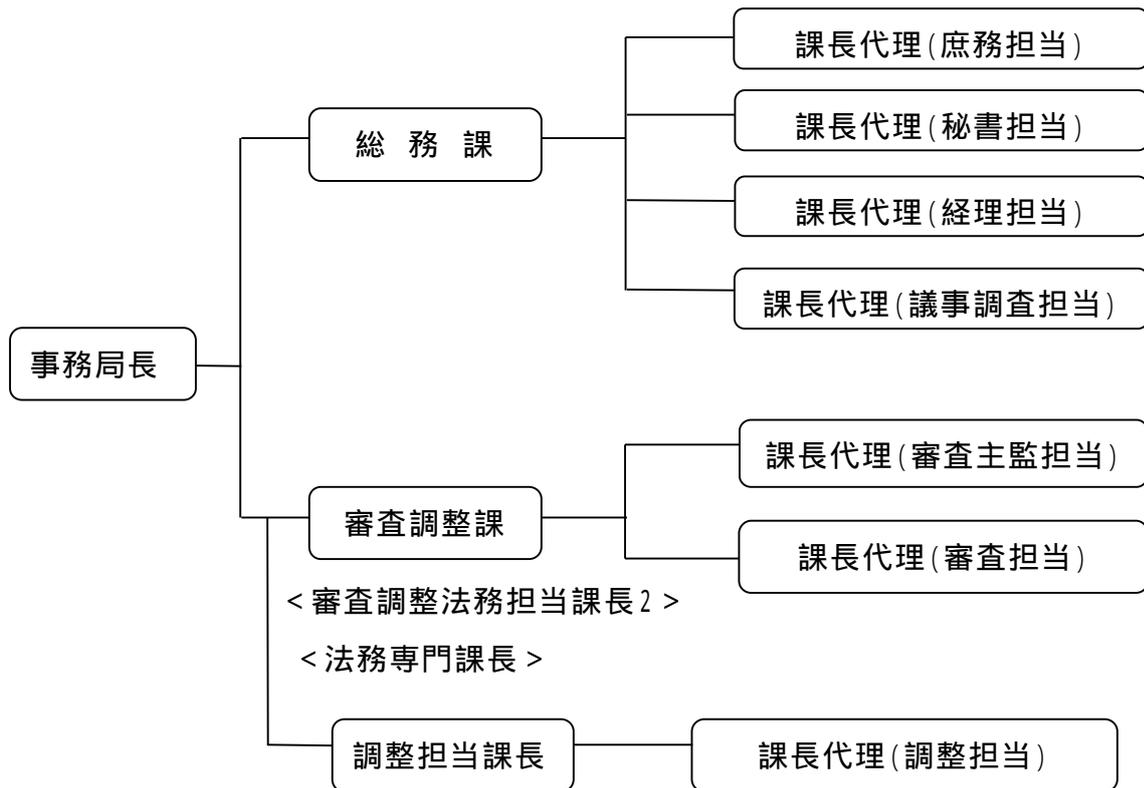
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、29年12月31日現在の職員定数は38名である。



第 2 節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。平成29年は25回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,788回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日、総会に先立って開催することとしている。平成29年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,696回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

平成29年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

第72回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月16日～17日・中労委)

議題1 労働委員会の活性化について(経験の交流)

議題2 パワハラを原因とするあっせん申請への対応状況について
(経験と見解の交流)

議題3 審査事件に不慣れな当事者への調査・審問での審査指揮
について(経験と見解の交流)

講演 「積極的労使自治の道筋」 講師:前中央労働委員会会長
代理 東京大学名誉教授 仁田道夫氏

全国労働委員会会長連絡会議(6月2日・兵庫県)

議題懇談 働き方改革の推進が今後の労働関係に及ぼす影響につ
いて

全国労働委員会公益委員連絡会議(11月16日・中労委)

講演1 「世界の集团的労働関係から見た日本の労使関係・不当労働
行為制度」 講師:中央労働委員会会長代理 東京大学
大学院法学政治学研究科教授 荒木尚志氏

講演2 「同一労働同一賃金に係る法整備の動きについて」 講師:
中央労働委員会公益委員 一橋大学大学院国際企業戦
略研究科教授 中窪裕也氏

全国労働委員会事務局長連絡会議(6月1日・兵庫県)

議題1 審査概況等について

議題2 調整事件等の概況について

議題3 平成29年度公労使委員合同研修について

議題4 平成29年度公労使委員個別紛争専門研修について
議題懇談 事務局職員の養成等、労働委員会事務局が抱える課題
の共有と解決にむけて

全国労働委員会事務局調整主管課長会議(11月21日・中労委)

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会からの事例報告(労働紛争調整事件、
個別的労働紛争事件)

議題3 都道府県労働委員会からの業務報告

全国労働委員会事務局審査主管課長会議(11月22日・中労委)

議題1 組合資格審査に係る事例発表

議題2 不当労働行為事件の審査における情報セキュリティ対策と
文書管理について

(2) 14都道府県労働委員会関係

14都道府県労働委員会公益委員会議(9月7日～8日・福岡県)

議題1 交渉関係が未成熟な事案における労働委員会の教育的役
割のあり方

議題2 和解書の守秘条項について

議題3 賞与の不支給に係る不当労働行為について

議題4 労働組合資格審査における労組法2条1号の「使用者の利
益を代表する者」の確認方法

14都道府県労働委員会使用者委員会議(7月13日・兵庫県)

討議テーマ1 審査事件の迅速な解決について

討議テーマ2 併存組合との賃上げ交渉の結果と不当労働行為に
ついて

14都道府県労働委員会事務局長連絡会議(9月1日・神奈川県)

議題1 人材育成について

- 議題2 諸会議のあり方について
- 議題3 不当労働行為事件の代理人・補佐人の許可について
- 議題4 第1回あっせん期日の設定について

(3) 関東ブロック労働委員会関係

関東ブロック労働委員会会長連絡会議

(9月15日・埼玉県・三者連絡協議会と同時開催)

- 議題1 命令事件における被申立人企業名の公表のあり方について
- 議題2 各労働委員会が直面する課題について

第138回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月18日～19日・群馬県)

- 議題 パワーハラスメントを理由とする個別あっせん事件・集団あっせん事件への対応について
- 講演 「働き方改革」について

第139回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月14日～15日・埼玉県)

- 議題1 相手方当事者が提出した書証をブログに掲載するおそれがある当事者への対応について
- 議題2 不当労働行為救済申立事件の申立後も続く組合つぶしに対して、労働委員会は何ができるか

第77回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(5月18日・群馬県・三者連絡協議会と同時開催)

- 議題 有期雇用契約である組合員の解雇に関する不当労働行為救済申立て事件の救済方法について

第78回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(9月14日・埼玉県・三者連絡協議会と同時開催)

- 議題 アスベストにより健康被害を受けた元従業員やその家族等に

対する補償問題に係る義務的団交事項該当性について

関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・茨城県)

- 議題1 平成30年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について
- 議題2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任について
- 議題3 不当労働行為事件における「書証」の原本確認等について

第 2 部 資 料

< 統 計 表 >

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成20	21	22	23	24
取扱件数	(1) 172	246	213	182	171
前年繰越	27	37	60	35	47
新規開始	(1) 145	209	153	147	124
終結件数	(1) 135 [100.0]	186 [100.0]	178 [100.0]	135 [100.0]	146 [100.0]
解決	84 [62.2]	107 [57.5]	92 [51.7]	63 [46.7]	81 [55.5]
取下	(1) 13 [9.6]	26 [14.0]	26 [14.6]	10 [7.4]	10 [6.8]
打切	38 [28.1]	53 [28.5]	59 [33.1]	62 [45.9]	55 [37.7]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	68.9	66.9	60.9	50.4	59.6
終結率	78.5	75.6	83.6	74.2	85.4
次年繰越	37	60	35	47	25

(注1) ()内数字は、調停件数で内数。

(注2) 解決率 = 解決件数 / 取下・移管を除く終結件数 × 100

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
東京都	106	86	87	87	73
全国	424	359	342	308	279
比率	25.0	24.0	25.4	28.2	26.2

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	25	26	27	28	29
取扱件数	(1) 131	120	97	103	89
前年繰越	25	34	10	16	16
新規開始	(1) 106	86	87	87	73
終結件数	(1) 97 [100.0]	110 [100.0]	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]
解決	43 [44.3]	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]
取下	22 [22.7]	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]
打切	(1) 32 [32.0]	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	57.3	56.2	60.6	54.2	46.3
終結率	74.0	91.7	83.5	84.5	74.2
次年繰越	34	10	16	16	23

(注3) 終結率 = 終結件数 / 取扱件数 × 100

(注4) 22年及び28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
新規件数	106	86	87	87	73
労働組合員数	118,313	104,360	212,561	56,777	57,997
1件当たり労働組合員数	1,127	1,214	2,530	668	806

(注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	(1) 106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
組合	(1) 99 [93.4]	79 [91.9]	80 [92.0]	79 [90.8]	61 [83.6]
使用者	5 [4.7]	7 [8.1]	7 [8.0]	8 [9.2]	8 [11.0]
双方	2 [1.9]	-	-	-	4 [5.5]
職権	-	-	-	-	-

(注)()内数字は、調停件数で内数。

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
有	87 [82.1]	74 [86.0]	75 [86.2]	72 [82.8]	50 [68.5]
無	19 [17.9]	12 [14.0]	12 [13.8]	15 [17.2]	23 [31.5]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
総 数		87 [100.0]	74 [100.0]	75 [100.0]	72 [100.0]	50 [100.0]
連 合		30 [34.5]	22 [29.7]	22 [29.3]	22 [30.6]	16 [32.0]
	J A M	1	1	1	-	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	情 報 労 連	1	-	1	1	1
	U A ゼンセン同盟	-	-	1	-	-
	私 教 組	-	-	-	-	-
	連 合 ユニオン	3	2	2	1	1
	全 国 ユニオン	20	17	14	19	12
	そ の 他	5	2	3	1	2
全 労 連		32 [36.8]	33 [44.6]	27 [36.0]	18 [25.0]	21 [42.0]
	日 本 医 労 連	-	-	-	-	2
	建 交 労	-	-	-	1	-
	全 国 一 般	7	12	5	6	6
	全 印 総 連	-	1	-	1	-
	私 教 連	-	-	-	1	3
	J M I T U	5	3	5	2	1
	民 放 労 連	-	-	-	-	-
	自 交 総 連	1	-	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	9	9	8	2	6
	そ の 他	10	8	9	5	3
上 記 以 外		25 [28.7]	19 [25.7]	26 [34.7]	32 [44.4]	13 [26.0]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	5	3	3	7	1
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	13	11	12	10	6
	出 版 労 連	1	-	1	-	-
	航 空 連	-	1	2	2	2
	新 聞 労 連	1	-	-	1	-
	そ の 他	5	4	8	12	4

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成25	26	27	28	29
組 合	総 数		106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
	都内	23 区	95 [89.6]	78 [90.7]	83 [95.4]	78 [89.7]	71 [97.3]
		市・町・村	8 [7.5]	7 [8.1]	3 [3.4]	7 [8.0]	2 [2.7]
	都 外		3 [2.8]	1 [1.2]	1 [1.1]	2 [2.3]	0 [0.0]
企 業	総 数		106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
	都内	23 区	84 [79.2]	69 [80.2]	70 [80.5]	67 [77.0]	53 [72.6]
		市・町・村	9 [8.5]	9 [10.5]	6 [6.9]	9 [10.3]	6 [8.2]
	都 外		13 [12.3]	8 [9.3]	11 [12.6]	11 [12.6]	14 [19.2]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成25	26	27	28	29
総 数			106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
有			11 [10.4]	12 [14.0]	14 [16.1]	13 [14.9]	8 [11.0]
無			95 [89.6]	74 [86.0]	73 [83.9]	74 [85.1]	65 [89.0]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成25	26	27	28	29
総 数	106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
49 人 以 下	38 [35.8]	26 [30.2]	32 [36.8]	36 [41.4]	29 [39.7]
50 ~ 99	15 [14.2]	12 [14.0]	12 [13.8]	7 [8.0]	4 [5.5]
100 ~ 199	16 [15.1]	10 [11.6]	5 [5.7]	8 [9.2]	7 [9.6]
200 ~ 299	9 [8.5]	6 [7.0]	7 [8.0]	9 [10.3]	3 [4.1]
300 ~ 499	3 [2.8]	6 [7.0]	5 [5.7]	3 [3.4]	6 [8.2]
500 ~ 999	6 [5.7]	7 [8.1]	8 [9.2]	9 [10.3]	5 [6.8]
1,000 人 以 上	9 [8.5]	13 [15.1]	16 [18.4]	13 [14.9]	11 [15.1]
不 詳	10 [9.4]	6 [7.0]	2 [2.3]	2 [2.3]	8 [11.0]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成25	26	27	28	29
総 数	106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
49 人 以 下	17 [16.0]	9 [10.5]	5 [5.7]	11 [12.6]	12 [16.4]
50 ~ 99	12 [11.3]	6 [7.0]	12 [13.8]	12 [13.8]	6 [8.2]
100 ~ 199	15 [14.2]	7 [8.1]	15 [17.2]	16 [18.4]	13 [17.8]
200 ~ 299	8 [7.5]	8 [9.3]	2 [2.3]	6 [6.9]	4 [5.5]
300 ~ 499	13 [12.3]	14 [16.3]	15 [17.2]	12 [13.8]	10 [13.7]
500 ~ 999	12 [11.3]	12 [14.0]	8 [9.2]	11 [12.6]	9 [12.3]
1,000 人 以 上	28 [26.4]	30 [34.9]	27 [31.0]	17 [19.5]	18 [24.7]
不 詳	1 [0.9]	-	3 [3.4]	2 [2.3]	1 [1.4]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成25	26	27	28	29
総数		106	86	87	87	73
A・B・C 農・林・漁・鉱		1	-	-	-	-
D 建設業		2	2	2	3	2
E 製造業		16	20	10	10	3
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		7	3	9	5	5
H 運輸・郵便業		12	4	17	6	10
I 卸売・小売業		14	11	12	12	6
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		6	5	-	4	-
L 学術研究・専門サービス業		3	8	6	4	2
M 宿泊業・飲食サービス業		8	7	2	4	8
N 生活関連サービス業・娯楽業		7	-	2	5	2
O 教育・学習支援業		9	6	8	14	8
P 医療・福祉		7	13	7	9	14
Q 複合サービス事業		1	-	-	1	1
R サービス業		11	7	12	10	11
S 公務		2	-	-	-	1
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位：%)

産業	年	構成比				
		平成25	26	27	28	29
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		0.9	-	-	-	-
D 建設業		1.9	2.3	2.3	3.4	2.7
E 製造業		15.1	23.3	11.5	11.5	4.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		6.6	3.5	10.3	5.7	6.8
H 運輸・郵便業		11.3	4.7	19.5	6.9	13.7
I 卸売・小売業		13.2	12.8	13.8	13.8	8.2
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		5.7	5.8	-	4.6	-
L 学術研究・専門サービス業		2.8	9.3	6.9	4.6	2.7
M 宿泊業・飲食サービス業		7.5	8.1	2.3	4.6	11.0
N 生活関連サービス業・娯楽業		6.6	-	2.3	5.7	2.7
O 教育・学習支援業		8.5	7.0	9.2	16.1	11.0
P 医療・福祉		6.6	15.1	8.0	10.3	19.2
Q 複合サービス事業		0.9	-	-	1.1	1.4
R サービス業		10.4	8.1	13.8	11.5	15.1
S 公務		1.9	-	-	-	1.4
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12 - 1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成25	26	27	28	29
製造業総数	16	20	10	10	3
E09・10 食料品・飲料	2	4	1	-	-
E11 繊維	-	2	-	-	1
E12・13 木材・木製品・家具	-	2	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	1	1	-	-
E15 印刷	2	2	-	2	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	1	-	1	-
E18 プラスチック製品	1	1	1	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	1	-	1	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	3	1	3	4	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	3	-	-	-	1
E27 業務用機械器具	3	-	-	1	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	1	-	-	-
E29 電気機械器具	1	1	1	-	-
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	-
E32 その他	1	3	3	1	-

第12 - 2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成25	26	27	28	29
	サービス業総数 ^注		29	22	22	23
L71 学術・開発研究機関		-	1	-	2	1
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		3	4	4	-	1
L73 広告業		-	-	1	1	-
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		-	3	1	1	-
M75 宿泊業		-	1	-	-	1
M76 飲食店		7	5	1	4	7
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		1	1	1	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	-	-	1	1
N79 その他の生活関連サービス業		2	-	1	1	-
N80 娯楽業		5	-	1	3	1
R88 廃棄物処理業		5	-	1	1	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		1	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		4	3	3	-	4
R92 その他の事業サービス業		1	4	4	7	5
R93 政治・経済・文化団体		-	-	1	-	1
R94 宗教		-	-	-	1	1
R95 その他のサービス業		-	-	3	1	-
R96 外国公務		-	-	-	-	-

(注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項	年				
	平成25	26	27	28	29
総 数	128	181	196	189	158
1件当たり平均事項数	1.21	2.10	2.25	2.17	2.16
組合承認・組合活動等	1	3	6	4	7
協約締結・全面改定	4	2	2	-	-
協約効力・解釈	2	1	2	3	2
賃 金 等	28	41	41	39	42
賃 金 増 額	4	5	3	2	4
一 時 金	3	8	6	5	6
諸 手 当	6	5	9	5	9
その他賃金に関するもの	14	16	18	19	15
退職一時金・年金	1	6	3	3	5
解雇・休業手当	-	1	2	5	3
給与以外の労働条件	11	15	28	24	21
労働時間	4	3	4	3	4
休日・休暇	1	2	4	2	3
作業方法の変更	1	-	-	-	-
定 年 制	-	1	-	1	2
その他の労働条件	5	9	20	18	12
経営又は人事	23	58	46	59	28
事業休廃止・事業縮小	2	5	4	6	1
企業合併・営業譲渡	-	1	-	1	-
人員整理	2	2	1	3	-
配置転換	7	8	8	9	1
解 雇	11	34	28	32	24
その他の経営・人事	1	8	5	8	2
福 利 厚 生	-	-	2	1	-
団 交 促 進	51	55	57	54	53
事 前 協 議 制	-	-	1	-	-
そ の 他	8	6	11	5	5

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項	年				
	平成25	26	27	28	29
総 数	79	78	88	77	75
組合承認・組合活動等	2	1	4	4	3
協約締結・全面改定	1	1	1	-	-
協約効力・解釈	-	1	1	-	1
賃 金 等	26	26	28	24	33
賃 金 増 額	3	5	2	1	4
一 時 金	4	5	5	3	6
諸 手 当	3	2	7	3	6
その他賃金に関するもの	11	8	10	14	11
退職一時金・年金	3	5	3	1	3
解雇・休業手当	2	1	1	2	3
給与以外の労働条件	19	12	22	14	14
労働時間	3	3	4	2	2
休日・休暇	1	1	4	2	3
作業方法の変更	1	-	-	-	-
定 年 制	2	1	-	-	1
その他の労働条件	12	7	14	10	8
経営又は人事	25	33	23	30	20
事業休廃止・事業縮小	5	2	2	3	-
企業合併・営業譲渡	1	-	-	-	-
人員整理	2	1	1	2	-
配置転換	3	7	4	5	1
解 雇	12	18	14	16	17
その他の経営・人事	2	5	2	4	2
福 利 厚 生	1	-	2	-	-
団交ルール設定・当事者の態度等	-	-	-	-	-
事前協議制	-	-	-	-	-
そ の 他	5	4	7	5	4

(注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
あっせん総数	106 [100.0]	86 [100.0]	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]
三者委員	24 [22.6]	15 [17.4]	23 [26.4]	18 [20.7]	19 [26.0]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	82 [77.4]	71 [82.6]	64 [73.6]	69 [79.3]	54 [74.0]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	97 95.0	110 74.1	81 83.3	87 74.3	66 94.9
解決	43 124.7	50 72.7	43 95.5	39 87.7	25 106.1
取下	22 115.0	21 89.6	10 160.7	14 93.4	12 121.8
打切	32 41.4	39 67.5	28 37.0	33 50.3	29 74.2
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

(注1) 上段は件数、下段は平均日数。

(注2) 28年の総数欄の平均日数は、中央労働委員会に移管された1件を除いた86件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	43 [100.0]	50 [100.0]	43 [100.0]	39 [100.0]	25 [100.0]
提示あり	1 [2.3]	1 [2.0]	1 [2.3]	0 [0.0]	0 [0.0]
提示なし	42 [97.7]	49 [98.0]	42 [97.7]	39 [100.0]	25 [100.0]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	22 [100.0]	21 [100.0]	10 [100.0]	14 [100.0]	12 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	7 [31.8]	2 [9.5]	-	2 [14.3]	3 [25.0]
自主交渉で解決したい	2 [9.1]	2 [9.5]	-	2 [14.3]	1 [8.3]
審査手続又は裁判所で和解	1 [4.5]	-	-	-	-
不当労働行為事件命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	10 [45.5]	10 [47.6]	2 [20.0]	3 [21.4]	2 [16.7]
調整拒否	-	2 [9.5]	1 [10.0]	-	2 [16.7]
当事者主張固持歩みより困難	-	3 [14.3]	4 [40.0]	6 [42.9]	3 [25.0]
その他	2 [9.1]	2 [9.5]	3 [30.0]	1 [7.1]	1 [8.3]

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成25	26	27	28	29
総 数	32 [100.0]	39 [100.0]	28 [100.0]	33 [100.0]	29 [100.0]
調 整 拒 否	12 [37.5]	20 [51.3]	12 [42.9]	18 [54.5]	16 [55.2]
当事者主張固持 歩みより困難	(1) 20 [62.5]	19 [48.7]	16 [57.1]	15 [45.5]	13 [44.8]
案 拒 否	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

(注)()内数字は、調停件数で内数。

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	取扱件数		158	173	163	160
前年からの繰越		36	58	54	48	51
開始		122	115	109	112	114
終結件数		100	119	115	109	115
解決		100	119	115	109	115
打切		-	-	-	-	-
次年繰越		58	54	48	51	50

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	総数		122	115	109	112
運輸・通信業		4	1	3	8	5
電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
廃棄物処理業		38	38	28	23	25
医療業		80	76	78	81	84
保健衛生業		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成20	21	22	23	24
取 扱 件 数	361	386	426	447	430
前 年 繰 越	269	267	301	332	327
新 規 申 立	92	119	125	115	103
終 結 件 数	94 [100.0]	85 [100.0]	94 [100.0]	(1) 120 [100.0]	121 [100.0]
取 下 ・ 和 解	75 [79.8]	67 [78.8]	77 [81.9]	96 [80.0]	90 [74.4]
取 下	6 [6.4]	13 [15.3]	23 [24.5]	18 [15.0]	23 [19.0]
無 関 与 和 解	24 [25.5]	15 [17.6]	12 [12.8]	8 [6.7]	8 [6.6]
関 与 和 解	45 [47.9]	39 [45.9]	42 [44.7]	70 [58.3]	59 [48.8]
命 令 ・ 決 定	19 [20.2]	18 [21.2]	17 [18.1]	(1) 24 [20.0]	31 [25.6]
全 部 救 済	4 [4.3]	9 [10.6]	4 [4.3]	(1) 14 [11.7]	7 [5.8]
一 部 救 済	12 [12.8]	5 [5.9]	9 [9.6]	9 [7.5]	17 [14.0]
棄 却	3 [3.2]	1 [1.2]	4 [4.3]	1 [0.8]	6 [5.0]
却 下	-	3 [3.5]	-	-	1 [0.8]
救 済 率	52.6	63.9	50.0	78.0	50.0
終 結 率	26.0	22.0	22.1	26.8	28.1
次 年 繰 越	267	301	332	327	309

(注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

(注2) 救済率 = (全部救済 + 一部救済 × 1 / 2) / 命令・決定 × 100、一部分離命令を含む。

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
取 扱 件 数	427	447	440	398	399
前 年 繰 越	309	315	323	301	294
新 規 申 立	118	132	117	97	105
終 結 件 数	112 [100.0]	(1) 124 [100.0]	139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]
取 下 ・ 和 解	82 [73.2]	93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]
取 下	15 [13.4]	17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]
無 関 与 和 解	13 [11.6]	12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]
関 与 和 解	54 [48.2]	64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]
命 令 ・ 決 定	30 [26.8]	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]
全 部 救 済	9 [8.0]	(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]
一 部 救 済	16 [14.3]	15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]
棄 却	4 [3.6]	12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]
却 下	1 [0.9]	-	-	-	-
救 済 率	56.7	39.1	44.0	40.0	80.4
終 結 率	26.2	27.7	31.6	26.1	22.6
次 年 繰 越	315	323	301	294	309

(注3) 終結率 = 終結件数 / 取扱件数 × 100

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
東京都	118	132	117	97	105
全国	365	371	347	303	300
比率	32.3	35.6	33.7	32.0	35.0

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	118 [100.0]	132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]
個人	7 [5.9]	-	1 [0.9]	-	1 [1.0]
組合	90 [76.3]	111 [84.1]	96 [82.1]	81 [83.5]	88 [83.8]
上部組合	-	-	-	-	1 [1.0]
個人・組合	3 [2.5]	3 [2.3]	3 [2.6]	-	1 [1.0]
組合・上部組合	18 [15.3]	18 [13.6]	16 [13.7]	16 [16.5]	14 [13.3]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	-	1 [0.9]	-	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
総数		118 [100.0]	132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]
都内	23区	81 [68.6]	94 [71.2]	77 [65.8]	74 [76.3]	69 [65.7]
	市・町・村	13 [11.0]	8 [6.1]	9 [7.7]	4 [4.1]	8 [7.6]
都外		24 [20.3]	30 [22.7]	31 [26.5]	19 [19.6]	28 [26.7]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		平成25	26	27	28	29
総数		118 [100.0]	132 [100.0]	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]
49人以下		30 [25.4]	34 [25.8]	33 [28.2]	29 [29.9]	27 [25.7]
50～99		10 [8.5]	11 [8.3]	11 [9.4]	11 [11.3]	18 [17.1]
100～199		13 [11.0]	13 [9.8]	13 [11.1]	9 [9.3]	14 [13.3]
200～299		11 [9.3]	8 [6.1]	7 [6.0]	5 [5.2]	6 [5.7]
300～499		7 [5.9]	11 [8.3]	6 [5.1]	7 [7.2]	9 [8.6]
500～999		12 [10.2]	12 [9.1]	6 [5.1]	4 [4.1]	5 [4.8]
1,000人以上		30 [25.4]	29 [22.0]	29 [24.8]	14 [14.4]	22 [21.0]
不詳		5 [4.2]	14 [10.6]	12 [10.3]	18 [18.6]	4 [3.8]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	111 [100.0]	132 [100.0]	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]
有	23 [20.7]	31 [23.5]	28 [24.1]	17 [17.5]	15 [14.4]
無 (不明を含む)	88 [79.3]	101 [76.5]	88 [75.9]	80 [82.5]	89 [85.6]

(注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総数	111 [100.0]	132 [100.0]	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]
有	76 [68.5]	105 [79.5]	88 [75.9]	71 [73.2]	74 [71.2]
無	35 [31.5]	27 [20.5]	28 [24.1]	26 [26.8]	30 [28.8]

(注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
総数		76 [100.0]	105 [100.0]	88 [100.0]	71 [100.0]	74 [100.0]
連合		45 [59.2]	57 [54.3]	52 [59.1]	51 [71.8]	49 [66.2]
	J A M	-	-	1	-	-
	J E C 連合	-	-	-	-	-
	UA ゼンセン	1	1	-	1	-
	政 労 連	-	-	-	-	-
	全 水 道	-	-	-	-	1
	情 報 労 連	-	1	-	-	1
	連合ユニオン	15	15	11	12	8
	全国ユニオン	28	36	39	33	35
	その他	1	4	1	5	4
全 労 連		13 [17.1]	23 [21.9]	11 [12.5]	12 [16.9]	8 [10.8]
	日本医労連	1	1	-	2	2
	建交労	1	2	1	1	2
	全国一般	3	9	4	3	-
	全印総連	-	-	-	1	-
	私教連	-	-	1	-	-
	J M I T U	3	3	2	2	2
	自交総連	2	-	-	1	-
	全労連自治労連	3	5	3	1	2
	その他	-	3	-	1	-
上 記 以 外		18 [23.7]	25 [23.8]	25 [28.4]	8 [11.3]	17 [23.0]
全 労 協	全国一般東京労組	2	4	5	1	9
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	14	14	14	4	4
出 版 労 連		1	2	3	2	-
	航 空 連	1	-	-	-	1
	全 損 保	-	-	-	-	1
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	5	3	1	2

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		平成25	26	27	28	29	
申 立 件 数		118	132	117	97	105	
大 分 類	1号関係	55	46	43	35	39	
	2号関係	87	107	96	73	79	
	3号関係	58	57	54	41	64	
	4号関係	2	4	1	-	5	
内 内 訳	1号	8	5	5	6	2	
	2号	41	63	54	41	31	
	3号	3	5	7	8	12	
	4号	-	-	-	-	-	
	1・2号	11	7	4	9	8	
	1・3号	19	14	9	10	9	
	1・4号	-	-	-	-	-	
	2・3号	18	17	13	13	22	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	1	1	-	-	1	
	1・2・3号	16	17	24	10	16	
	1・2・4号	-	-	-	-	-	
	1・3・4号	-	-	-	-	2	
	2・3・4号	-	-	-	-	-	
1・2・3・4号	1	3	1	-	2		

(注1)大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
			平成25	26	27	28	29
申立件数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係		46.6	34.8	36.8	36.1	37.1
	2号関係		73.7	81.1	82.1	75.3	75.2
	3号関係		49.2	43.2	46.2	42.3	61.0
	4号関係		1.7	3.0	0.9	-	4.8
内訳	1号		6.8	3.8	4.3	6.2	1.9
	2号		34.7	47.7	46.2	42.3	29.5
	3号		2.5	3.8	6.0	8.2	11.4
	4号		-	-	-	-	-
	1・2号		9.3	5.3	3.4	9.3	7.6
	1・3号		16.1	10.6	7.7	10.3	8.6
	1・4号		-	-	-	-	-
	2・3号		15.3	12.9	11.1	13.4	21.0
	2・4号		-	-	-	-	-
	3・4号		0.8	0.8	-	-	1.0
	1・2・3号		13.6	12.9	20.5	10.3	15.2
	1・2・4号		-	-	-	-	-
	1・3・4号		-	-	-	-	1.9
	2・3・4号		-	-	-	-	-
	1・2・3・4号		0.8	2.3	0.9	-	1.9

(注2)大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成25	26	27	28	29
総数		118	132	117	97	105
A・B・C 農・林・漁・鉱		1	-	-	-	-
D 建設業		-	3	2	3	2
E 製造業		13	16	22	14	6
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		4	-	-	-	1
G 情報通信業		7	10	3	11	11
H 運輸・郵便業		21	18	19	13	24
I 卸売・小売業		10	14	12	13	13
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		2	5	2	3	5
L 学術研究・専門 サービス業		7	3	4	2	7
M 宿泊業・飲食 サービス業		9	11	9	11	1
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		9	7	4	4	6
O 教育・学習支援業		7	12	15	6	7
P 医療・福祉		5	18	5	9	13
Q 複合サービス事業		1	1	-	-	-
R サービス業		12	11	14	8	7
S 公務		10	3	6	-	2
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成25	26	27	28	29
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		0.8	-	-	-	-
D 建設業		-	2.3	1.7	3.1	1.9
E 製造業		11.0	12.1	18.8	14.4	5.7
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		3.4	-	-	-	1.0
G 情報通信業		5.9	7.6	2.6	11.3	10.5
H 運輸・郵便業		17.8	13.6	16.2	13.4	22.9
I 卸売・小売業		8.5	10.6	10.3	13.4	12.4
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		1.7	3.8	1.7	3.1	4.8
L 学術研究・専門 サービス業		5.9	2.3	3.4	2.1	6.7
M 宿泊業・飲食 サービス業		7.6	8.3	7.7	11.3	1.0
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		7.6	5.3	3.4	4.1	5.7
O 教育・学習支援業		5.9	9.1	12.8	6.2	6.7
P 医療・福祉		4.2	13.6	4.3	9.3	12.4
Q 複合サービス事業		0.8	0.8	-	-	-
R サービス業		10.2	8.3	12.0	8.2	6.7
S 公務		8.5	2.3	5.1	-	1.9
T 分類不能		-	-	-	-	-

第32 - 1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成25	26	27	28	29
	製造業総数		13	16	22	14
E09・10 食料品・飲料		2	2	3	1	-
E11 繊維		1	-	1	1	1
E12・13 木材・木製品・家具		-	-	-	-	1
E14 パルプ・紙・紙加工品		-	-	-	-	-
E15 印刷		2	3	4	3	-
E16・17 化学工業・石油・石炭		-	2	1	2	-
E18 プラスチック製品		1	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革		-	-	1	-	-
E21 窯業・土石製品		-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品		-	2	2	3	1
E25・26 はん用・生産用機械器具		1	-	1	-	1
E27 業務用機械器具		1	1	2	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路		1	-	-	1	-
E29 電気機械器具		-	1	1	-	-
E30 情報通信機械器具		2	1	2	1	1
E31 輸送用機械器具		-	-	2	1	-
E32 その他		2	4	2	-	-

第32 - 2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成25	26	27	28	29
サービス業総数 ^注	37	32	31	25	21
L71 学術・開発研究機関	-	-	-	1	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	5	3	4	-	3
L73 広告業	-	-	-	1	1
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	2	-	-	-	2
M75 宿泊業	1	2	1	3	-
M76 飲食店	6	8	8	7	1
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	2	1	-	1	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	4	1	-	2	1
N79 その他の生活関連 サービス業	1	2	4	-	2
N80 娯楽業	4	4	-	2	3
R88 廃棄物処理業	-	-	3	1	-
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	2	4	3	2	1
R92 その他の事業サービス業	4	3	4	3	3
R93 政治・経済・文化団体	2	-	2	2	1
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	4	4	2	-	-
R96 外国公務	-	-	-	-	2

(注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	総数		824	847	844	742
調査		656	694	731	663	617
審問		111	93	69	46	53
和解		22	29	7	4	8
その他		35	31	37	29	39

(注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分	年	平成25	26	27	28	29
	終結件数		112	124	139	104
平均調査回数		6.3	6.7	7.6	6.9	6.6
平均審問回数		1.6	1.2	0.8	0.8	0.5
平均証人数		1.6	1.5	1.4	1.5	0.9
平均所要日数		646.4	465.0	496.9	472.5	417.5
うち、命令事件		30	31	25	19	18
平均調査回数		9.7	11.7	10.8	12.3	8.2
平均審問回数		4.5	3.5	3.1	3.5	1.6
平均証人数		4.2	4.0	1.3	1.4	2.4
平均所要日数		1,089.0	940.5	922.4	962.9	677.9

(注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分 年	平成25		26		27		28		29	
	調 査	審 問								
終結件数	112		124		139		104		90	
1 回	9	1	7	4	9	12	5	9	8	6
2 回	12	11	16	16	12	11	12	6	5	16
3 回	13	5	13	11	16	3	12	3	4	3
4 回	14	8	14	3	10	9	11	4	12	-
5 回	7	8	7	2	9	3	4	1	11	-
6 回	13	1	13	1	11	1	8	1	7	-
7 回	4	1	4	-	10	-	6	1	3	-
8 回	8	1	8	-	12	-	7	1	6	-
9 回	4	1	4	2	10	-	7	-	5	-
10回以上	23	2	23	2	34	1	24	1	23	-
0 回	5	73	5	28	6	99	8	77	6	65
総回数	709	176	834	142	1,051	112	716	86	590	47

(注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
終 結 件 数	112	124	139	104	90
1 ~ 5 人	29	32	30	19	22
6 ~ 10 人	8	8	9	7	3
11 ~ 15 人	1	1	-	1	-
16 ~ 20 人	1	-	-	-	-
21 人 以 上	-	-	-	-	-
証 人 な し	73	83	100	77	65
証 人 総 数	182	185	157	125	82

(注)一部分離命令は含まない。

第37 - 1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総平均日数	646.4	465.0	496.9	472.5	417.5
全部救済	727.9	702.8	653.3	739.7	602.5
一部救済	989.1	1,106.8	1,119.2	861.6	958.8
棄却	2,385.8	811.8	883.1	1,148.0	569.0
却下	778.0	-	-	-	-
関与和解	328.0	341.0	450.1	317.3	374.1
無関与和解	1,195.9	211.6	214.8	482.8	320.7
その他取下	429.5	243.4	307.5	435.6	231.8

(注)一部分離命令は含まない。

第37 - 2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総平均日数	646.4	465.0	496.9	472.5	417.5
うち民間	644.6	454.5	498.5	474.7	406.8
全部救済	727.9	702.8	653.3	739.7	602.5
一部救済	989.1	1,133.1	1,119.2	861.6	870.5
棄却	2,385.8	818.0	883.1	1,148.0	569.0
却下	778.0	-	-	-	-
関与和解	324.3	341.0	450.1	318.6	379.8
無関与和解	1,195.9	211.6	214.8	482.8	320.7
取下	429.5	243.4	308.9	435.6	231.8
終結事件総数	112	124	139	104	90
終結事件数 (民間関係)	110	120	138	103	87

(注)一部分離命令は含まない。

第37 - 3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
総平均日数		646.4	465.0	496.9	472.5	417.5
うち、長期以外		452.5	450.3	407.6	459.4	417.5
	全部救済	505.6	702.8	653.3	739.7	602.5
	一部救済	989.1	1,024.1	898.4	861.6	958.8
	棄却	649.8	811.8	883.1	1,051.1	569.0
	却下	778.0	-	-	-	-
	関与和解	328.0	341.0	336.8	317.3	374.1
	無関与和解	359.9	211.6	214.8	482.8	320.7
	取下	302.7	243.4	307.5	435.6	231.8
終結事件総数		112	124	139	104	90
終結事件数 (長期以外)		108	123	133	103	90

(注1)一部分離命令は含まない。

(注2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分		年				
		平成25	26	27	28	29
措置申立件数		11	21(1)	20	16	14
勧告等措置件数		6	11	8	10	7
規則40条による勧告		-	-	-	-	-
その他の措置		6	11	8	10	7
	文書	4	8	5	7	6
	口頭	2	3	3	3	1

(注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

(注2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

(注3) 26年の()内数字は、措置申立ての5日後に措置申立てが取り下げられたもので内数

(注4) 措置件数及びその内訳は、30年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成20	21	22	23	24
取 扱 件 数	339	346	382	429	410
前 年 繰 越	205	168	210	246	249
新 規 申 請	134	178	172	183	161
終 結 件 数	171 [100.0]	136 [100.0]	136 [100.0]	180 [100.0]	182 [100.0]
取 下	1 [0.6]	3 [2.2]	2 [1.5]	1 [0.6]	-
打 切	113 [66.1]	81 [59.6]	85 [62.5]	111 [61.7]	111 [61.0]
資 格 あ り	57 [33.3]	52 [38.2]	49 [36.0]	68 [37.8]	71 [39.0]
補正勧告あり	-	-	-	-	-
補正勧告なし	57	52	49	68	71
資 格 な し	-	-	-	-	-
次 年 繰 越	168	210	246	249	228

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
東 京 都	157	182	155	127	145
全 国	583	583	529	456	502
比 率	26.9	31.2	29.3	27.9	28.9

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
取扱件数	385	401	385	318	327
前年繰越	228	219	230	191	182
新規申請	157	182	155	127	145
終結件数	166 [100.0]	171 [100.0]	194 [100.0]	136 [100.0]	129 [100.0]
取 下	2 [1.2]	3 [1.8]	3 [1.5]	2 [1.5]	1 [0.8]
打 切	95 [57.2]	101 [59.1]	136 [70.1]	94 [69.1]	78 [60.5]
資 格 あ り	68 [41.0]	67 [39.2]	55 [28.4]	40 [29.4]	50 [38.8]
補正勧告あり	-	-	-	-	-
補正勧告なし	68	67	55	40	50
資 格 な し	1 [0.6]	-	-	-	-
次 年 繰 越	219	230	191	182	198

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総 数	157	182	155	127	145
不当労働行為	136	153	134	114	120
法人登記	12	26	15	11	21
委員推薦	5	-	5	-	4
労働者供給事業	4	3	1	2	-

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 数	終 結 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 有	資 格 無	
総 数	327	129	1	78	50	-	198
不当労働行為	300	108	-	78	30	-	192
法人登記	23	17	1	-	16	-	6
委員推薦	4	4	-	-	4	-	-
労働者供給事業	-	-	-	-	-	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成25	26	27	28	29
総平均日数		520.2	421.4	548.8	442.9	393.0
不当労働行為		604.9	490.9	596.8	497.4	460.2
法人登記		170.6	76.2	181.5	95.1	56.5
委員推薦		27.0	-	34.0	-	9.3
労働者供給事業		93.8	114.5	11.4	31.5	-

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29
総 数	1,252 (383)	1,251 (401)	1,159 (362)	1,066 (314)	1,059 (323)
調整に関するもの	241 (106)	225 (86)	218 (87)	221 (87)	213 (73)
不当労働行為に 関するもの	280 (118)	277 (132)	247 (117)	248 (97)	252 (105)
資格審査に 関するもの	261 (159)	298 (182)	243 (155)	214 (127)	231 (145)
その他の相談	470 (0)	451 (1)	451 (3)	383 (3)	363 (0)

(注)()内件数は、申請・申立件数で内数。

< 名 簿 >

第43期東京都労働委員会委員名簿

平成29年12月31日現在

区分	氏名	現職	就任日
公益委員	会長 ふさむらせい いち 房村精一	弁護士(第二東京弁護士会)	24・4・1
	会長代理 かないやす お 金井康雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 みずまち ゆういちろう 水町勇一郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	いなばやす お 稲葉康生	株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・1
	こうぜん こう いち 光前幸一	弁護士(東京弁護士会)	25・12・1
	まきふち まりこ 巻淵真理子	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	みきよし ひと 三木祥史	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	こんとう たか し 近藤卓史	弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・1
	のだ ひろし 野田博	中央大学 法学部教授	27・5・1
	いし ぐろ きよ こ 石黒清子	弁護士(東京弁護士会)	27・12・1
	きくち よし み 菊池馨実	早稲田大学 法学学術院教授	25・8・7
	こにし やす ゆき 小西康之	明治大学 法学部教授	27・4・1
かわ た たく ゆき 川田琢之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	とみ なか たかし 富 中 崇	情報労連東京都協議会 特別幹事	25・12・1
	いな いずみ けん たろう 稲 泉 健太郎	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25・12・1
	の ち よし お 野 地 芳 夫	JAM東京千葉 参与	25・12・1
	お の ひで あき 尾 野 秀 明	UAゼンセン東京都支部 支部長代行	29・12・1
	でん た ゆう じ 傳 田 雄 二	サービス連合 特別中央執行委員	21・12・1
	おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	日本出版労働組合連合会 副中央執行委員長	25・12・1
	かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・1
	あお き まさ お 青 木 正 男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1
	もり はる み 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 書記長	27・12・1
	あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・1
	よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	25・12・1
	たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・1
く ぼ じゅん いちろう 久 保 潤 一郎	連合東京 労働局次長	29・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	大崎電気工業株式会社 社友	23・6・1
	たか はし いさお 高 橋 功	東京都中小企業団体中央会 副会長	23・12・1
	もん ま たかし 門 馬 卓	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1
	いし い とし お 石 井 敏 雄	東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・1
	かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	明治ホールディングス株式会社 顧問	27・12・1
	いの うえ のぼる 井 上 登	株式会社NTTドコモ 社友	27・12・1
	すず き まさ と 鈴 木 正 人	公益財団法人日本進路指導協会 理事長	25・12・1
	か とう せつ お 加 藤 節 夫	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・1
	うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	株式会社資生堂 社友	23・12・1
	はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	東京商工会議所 常任参与	29・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・1
あら い とし みつ 新 井 俊 光	株式会社KDDIチャレンジド 代表取締役社長	29・12・1	

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

平成29年12月31日現在

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
ふさむらせい いち 房村精一	東京都労働委員会会長 弁護士(第二東京弁護士会)	24・4・3
かないやす お 金井康雄	東京都労働委員会会長代理 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
みずまち ゆういちろう 水町勇一郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
いなばやす お 稲葉康生	東京都労働委員会委員 株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・2
こうぜん こう いち 光前幸一	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	25・12・4
まきふち まりこ 巻淵真理子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
みきよし ひと 三木祥史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
こんどう たか し 近藤卓史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・4
の だ ひろし 野田博	東京都労働委員会委員 中央大学 法学部教授	27・5・12
いし くる きよ こ 石黒清子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	27・12・4
きくち よし み 菊池馨実	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	25・8・27
こにし やす ゆき 小西康之	東京都労働委員会委員 明治大学 法学部教授	27・4・7
かわ た たく ゆき 川田琢之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
きし がみ しげる 岸 上 茂	前東京都労働委員会委員	23・12・2
さわ い のり こ 澤 井 憲 子	前東京都労働委員会委員	25・12・4
まくら い けい こ 櫻 井 敬 子	前東京都労働委員会委員	19・12・3
とみ なか たかし 富 中 崇	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	25・12・4
いな いずみ けん たろう 稲 泉 健 太 郎	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25・12・4
の ち よし お 野 地 芳 夫	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	25・12・4
お の ひて あき 尾 野 秀 明	東京都労働委員会委員 U Aゼンセン東京都支部 支部長代行	29・12・5
でん た ゆう じ 傳 田 雄 二	東京都労働委員会委員 サービス連合 特別中央執行委員	21・12・1
おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 副中央執行委員長	25・12・4
かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・4
あお き まさ お 青 木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・5
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 書記長	27・12・4
あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	東京都労働委員会委員 自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・5
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	東京都労働委員会委員 U Aゼンセン東京都支部 参与	25・12・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・5
く ぼ じゅんいちろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局次長	29・12・5
にの みや まこと 二 宮 誠	前東京都労働委員会委員	21・12・1
ぐん じ てる お 軍 司 輝 雄	前東京都労働委員会委員	23・12・2
あお き よし ひと 青 木 美 仁	前東京都労働委員会委員	23・12・2
さおとめ ゆういち 早乙女 湯 一	前東京都労働委員会委員	23・12・2
よね だ やす のり 米 田 易 憲	前東京都労働委員会委員	23・12・2
うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業株式会社 社友	23・6・7
たか はし いさお 高 橋 功	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	23・12・2
もん ま たかし 門 馬 卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25・12・4
いし い とし お 石 井 敏 雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・7
かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	27・12・4
いの うえ のぼる 井 上 登	東京都労働委員会委員 株式会社NTTドコモ 社友	27・12・4
すず き まさ と 鈴 木 正 人	東京都労働委員会委員 公益財団法人日本進路指導協会 理事長	25・12・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
かとうせつお 加藤節夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・4
うちだたかふみ 内田隆文	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23・12・2
はしもとまさみち 橋本昌道	東京都労働委員会委員 東京商工会議所 常任参与	29・12・5
みやしたけいこ 宮下恵子	東京都労働委員会委員 ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・5
いしかわすみひこ 石川純彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・5
あらいとしみつ 新井俊光	東京都労働委員会委員 株式会社KDDIチャレンジド 代表取締役社長	29・12・5
こうのみちかた 河野通剛	前東京都労働委員会委員	23・12・2
やぎかずのり 八木和則	前東京都労働委員会委員	25・12・4
あべともゆき 阿部智幸	前東京都労働委員会委員	23・12・2
ふじもとあきのり 藤本明徳	前東京都労働委員会委員	27・12・4
いけだとしあき 池田俊明	東京都労働委員会 事務局長	29・10・17
おのたかし 小野隆	東京都労働委員会事務局 総務課長	29・4・4
もろずみしんいち 両角真一	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	27・7・21
むらかみえいいち 村上英一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
かた おか くに ひろ 片 岡 邦 弘	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	28・7・5
ひら おか た く ろ う 平 岡 卓 朗	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	29・7・4
こん どう たくみ 近 藤 匠	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	29・4・4
たね むら かず お 種 村 和 夫	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	28・4・5
かじ わら みち よ 梶 原 道 代	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	26・4・1
つち や ひろ よし 土 屋 博 良	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	28・4・5
おん た かず き 恩 田 和 貴	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	29・4・4
ひろ た そう いち 廣 田 壯 一	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	24・4・3
は せ べ く み こ 長谷部久美子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	27・4・7
こ がね い つよし 小 金 井 毅	東京都産業労働局 雇用就業部長	29・4・4
はやし な つ こ 林 奈 津 子	東京都労働相談情報センター 所長	27・7・21
いの くち じゅん こ 猪 口 純 子	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	28・4・5
やま もと ま り お 山 本 麻 里 雄	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	28・4・5
ご どう さとる 後 藤 了	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	27・4・7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 嘱 年 月 日
こ ばやし たか お 小 林 孝 雄	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	25・4・2
おく やま ひろ き 奥 山 浩 希	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	29・4・4
いわ もと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	27・4・7
いと い よし あき 糸 井 義 明	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	29・4・4